

令和5年8月8日

第8回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 8 号

令和5年 第8回 定例会

日時：令和5年8月8日（火）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	加 藤 裕 一
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	坪 井 節 子
委 員	福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長	新 名 幸 男
教 育 総 務 課 長	宇 民 清
学 務 課 長	中 川 景 司
教育推進部副参事	宮 原 直 務
教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
児童青少年課長	鈴 木 大 助
教育センター所長	木 口 正 和
真砂中央図書館長	宇津木 利 弘
庶務係主事	星 考 貴

「書記」

令和5年

第8回教育委員会定例会

令和5年8月8日（火）午後2時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 清水俊明委員

第1 議事録の承認

議事録第7号（令和5年第7回定例会）

第2 議案の審議

第32号議案 「女子サッカー教室」の後援名義の使用について

第33号議案 「「能楽体験 こども教室」「能楽体験 教員セミナー」の後援名義の使用
について

第34号議案 令和6年度使用小学校教科用図書採択について

第35号議案 令和6年度使用特別支援学級教科用図書採択について

第36号議案 小日向台町幼稚園の認定こども園化について

第3 報告事項

(1) 幼稚園型認定こども園について

(資料第1号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、定刻になりましたので、第8回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

会に先立ちまして、本日の傍聴定員についてご案内させていただきます。

本日の議案である教科用図書採択は、毎回、多くの方が傍聴を希望されており、通常の定員である15名を超過することが見込まれたため、文京区教育委員会傍聴人規則第3条に基づき、定員を45名とさせていただきました。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

まず、出席状況から確認させていただきます。

委員は、小川委員が欠席、そのほかの委員は出席していただいております。理事者は全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第7号（令和5年第7回定例会）

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。第1、議事録の承認です。議事録第7号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正が必要である場合は、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第32号議案 「女子サッカー教室」の後援名義の使用について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は5件です。

まず初めに、第32号議案「女子サッカー教室」の後援名義の使用について。この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第32号議案、「女子サッカー教室」の後援名義の使用について、提案理由をご説明いたします。

1 ページの申請書をご覧ください。

申請団体は、東京大学運動会ア式蹴球部女子 周年事業部。

代表者は、森本帆南でございます。

事業名は、女子サッカー教室。

実施日は、令和5年8月26日（土）。

実施場所は、東京大学本郷キャンパス御殿下グラウンドでございます。

本事業は、区立幼・小・中の女子幼児・児童・生徒が、初めてサッカーに触れ合う機会を提供することを目的としております。

対象者は、文京区在住・在学・在勤の女性で、参加費は無料となっております。

このほか、資料といたしまして、事業計画書、事業予算書、規約等がございます。

以上の内容について、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○福田委員 補足だけさせていただければと思います。

実は私が東大女子サッカー部の監督を務めておりまして、経緯をお伝えします。実際には僕も事後報告でびっくりしたんですけども、今回は学生が自主的に行っているものです。東大女子サッカー部は10年前、2014年に創設されました、そのときは部員4人しか女の子がいなかったんですが、ただ、東大女子サッカー部ができたというニュースを知って、地元の女子中・高生が、女の子だけでサッカーをやる場がない。小学校までは、女の子は男の子と一緒にサッカーをやれるんですけども、中・高生になると一緒にやる場がないということで、練習だけでも一緒にやらせてもらえないかという声があり、その声を受けて東大女子サッカー部が地域のクラブを運営する形でできたのが、この文京LBレディースというものです。

なので、東大女子サッカー部は文京LBレディースと一緒に活動を行っております。公式戦のときだけ、東大の女の子たちは東大のユニフォームを着て試合に出るといった形で、日々のトレーニングや何かの活動は一緒にやっていて、つい一昨日まで、文京LBレディースと東大女子サッカー部は合宿も一緒に行くという関係であります。

その両クラブの代表を私が務めておりまして、今回、東大女子部の学生が、ここまで東大女子サッカー部が10年間も存続できたのは地元の方のご支援があったからこそであり、また文京LBレディースが本当に文京区に支えられているクラブなので、何かしら恩返しをしたい、自分たちがサッカーに触れるきっかけを与えてもらえたように、今度は自分たちもサッカーに触れたことのない小・中・高生たちにそういう機会を設けたいと言って、全て学生が自分たちで企画したもので

す。

まさかこの申請をしているというのは、実は私も存じ上げなかったんですが、それぐらいこの子たちの行動力と真剣度は本物でございます。何でもいからサッカーに、ボールに触れてもらいたいということで、大学側にもかけ合ってグラウンドも押さえて、今回こういう企画をさせていただいたという次第でございます。

私は審議する立場で最初に資料を見たときびっくりしたんですが、そういう経緯でございますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○加藤教育長 補足の詳しい説明、ありがとうございました。

この件についてご意見とか。

○坪井委員 すごく素晴らしい取り組みで、初めにそれを伺いたかったんです。大学生の方たちが中心にご自分でやったんですかと伺いたかったんですが、そうだとことなので、すごくうれいす。若い方たちがこうした地域活動に参加されるというのは素晴らしいと思います。

現在の部員は、4名からふえていらっしゃるんですか。

○福田委員 退部者や出入りもあったりして、現在、ちょうど11名だったかと思います。

○坪井委員 公式戦にもお出になったでんしょうか。

○福田委員 はい、おかげさまで。当初は4人で練習だけしていても、誰も入ってこないんじゃないかと思いましたが、女の子30人～40人で練習すると、やっぱり楽しいなと思って、みんなが集まってくれて、さらに東大の女の子たちも集まってくれて、今11人集まっているような状態です。毎年試合に出られております。

○坪井委員 もう一ついいですか。言葉ですが、ア式蹴球部の「ア式」というのは何ですか。

○福田委員 アソシエーション式フットボールの略でア式というんです。同じフットボールでも、ラグビーよりも先にサッカーのほうでアソシエーションができたので、アソシエーション式フットボールといいます。ラグビーのほうが開ざされた世界での競技なんですけれども、同じフットボールでもより広く大衆的なスポーツとして発展し、さらにアソシエーションが先にできたのがサッカーだということで、サッカーのことをアソシエーション式フットボールといいます。

「ア式蹴球部」という名前を使っているのは、僕の知る限り早稲田大学ア式蹴球部、一橋大学ア式蹴球部、東大ア式蹴球部。そういう呼称でございまして、大体ア式蹴球部というとなんのことだか誰もわかっていただけないんですけれども、サッカー部のことです。

○坪井委員 ありがとうございます。

○加藤教育長 ほか、よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第33号議案 「能楽体験 こども教室」「能楽体験 教員セミナー」の後援名義の使用 について

○加藤教育長 続きまして、第33号議案「能楽体験 こども教室」「能楽体験 教員セミナー」の後援名義の使用について。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第33号議案、「能楽体験 こども教室」「能楽体験 教員セミナー」の後援名義の使用について、提案理由をご説明いたします。

1 ページの申請書をご覧ください。

申請団体は、公益社団法人能楽協会。

代表者は、観世鍔之丞でございます。

事業名は、「能楽体験 こども教室」「能楽体験 教員セミナー」。

実施日は、令和5年9月24日(日)。

実施場所は、宝生能楽堂でございます。

本事業は、「能楽体験 こども教室」では、能楽の体験や鑑賞を通じ、日本文化の迫力や楽しさを学んでもらい、子どもたちの豊かな人間性の涵養や将来的な能楽の継承発展と地域の活性化に資することを目的としております。

また、「能楽体験 教員セミナー」では、教員の方々に伝統音楽の専門知識や正しい演奏方法を知ってもらうことで、子どもたちの伝統音楽に触れる機会をふやすことを目的としております。

対象者は、「能楽体験 こども教室」は小学1年生から中学3年生と付き添いの保護者で、「能楽体験 教員セミナー」は小・中学校等の教員及び教職課程の学生で、参加費は両事業とも無料となっております。

このほか、資料といたしまして、開催概要、事業予算書、定款等がございます。

以上の内容について、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 これも文京区の中に水道橋能楽堂があるということも含めて、とても意味ある取り組みだと思います。

それ以前に、文京区の小・中学校で水道橋能楽堂への社会科見学あるいは体験として能や狂言を学ぶという授業がなかったですか。

○教育指導課長 正確にそこへ行っているかどうかは把握できていませんが、実際にある小学校では能楽体験教室を実施して、能楽に触れる活動をしている学校があるのは事実でございます。

○加藤教育長 私のほうからも。

能楽堂へ行っているというのは学校ではなく区のほうでそういった会を設けて、招待とかそういうことはしています。学校で言えば、何校かの学校がやっています。やり方は、能楽の関係の方に学校に来ていただいて、事前に能の歴史とかをレクチャーして、その後に具体的な能をやって、子どもたちに感想を聞くという形でやっている学校は何校かあります。

○坪井委員 いろいろな文化活動について、先ほどのサッカーもそうですし、クラシック音楽とか、バレエとか、オペラとか、能とか、歌舞伎とか、そうしたもののいろいろな文化継承というんですか、そのために、今こうした活動団体が子どもたちにきちんと本物を見てもらおうということを進めているのを最近すごく感じています。

子どもたちが本物に触れておもしろいと思うということが、これから先、それを楽しむ人たちがふえてくる本当に大きなきっかけだなと思っていて、子ども時代に本物に触れる機会を学校側、文京区がつくっていくことはとても大事だと思っています。私は当然あるんだと思っていたんですけども、能、狂言についてはこういう機会がそこまで公にあるわけじゃなかったんですね。

○加藤教育長 先ほどご説明したように、授業の中でやっているということではなくて、学校によって関連するところと関連させながらやっているという形です。おのおのの学校の工夫の中でやっているような状況です。

○坪井委員 そういう意味で、この企画については私は大賛成だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょう。——よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第34号議案 令和6年度使用小学校教科用図書採択について

○加藤教育長 続きまして、第34号議案「令和6年度使用小学校教科用図書採択について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第34号議案、令和6年度使用小学校教科用図書採択について、提案理由をご説明いたします。

本案は、文京区立学校教科用図書採択実施要綱に基づき、令和6年度から新たに使用する文京区立小学校教科用図書を採択いただくものでございます。

議案資料につきましては、区立学校教科用図書の採択を公正かつ適正に行うために教育委員会のもとに設置した令和6年度使用小学校教科用図書審議会の答申でございます。この答申は、文京区立学校教科用図書採択実施要綱及び同実施細目で定められた採択方針に基づき、教科用図書を調査・研究の上、審議し、その特徴を明らかにしたものでございます。

今回、採択をしていただく教科用図書は、国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、外国語、特別の教科道徳の11教科13種目でございます。

これまで教科書見本について、各委員が実際に手にとってご覧いただき、それぞれ比較・検討されているとともに、事前にお渡しした議案資料の教科用図書審議会答申に加え、教科用図書調査研究委員会の基礎資料、教科書展示会における区民意見等についてもお目通しいただいております。

それらを踏まえ、文京区立小学校で学ぶ児童にとってふさわしい教科用図書について、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、まず34号議案の審議に当たりまして、事前に議事の進行方法についてお諮り申し上げたいと思います。

先ほど説明がありましたように、委員の皆様には、教科用図書の採択に当たりまして、審議会答申をお読みいただき、全ての教科について、各教科書会社の教科書を手にとって確認していただいております。また、教科書展示会等においていただいた意見についても目を通していただいております。

そこで、本日は、実際に教科書をご覧になられた委員の皆様からご意見をいただき、その上で私を取りまとめを行い、お諮り申し上げたいと思います。この方法は従前と同様ですが、今回もそのような形で進めていくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

本日、委員の皆様のお手元には、審議会の答申がございます。既にお読みいただいているものですが、教科等ごとに事務局から簡単に説明した後、各委員からお考えを伺いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします

○教育指導課長 まず、お手元にあります答申に若干触れさせていただきたいと存じます。

答申につきましては、前段に教科等の目標や指導の重点などについて触れられております。これは学習指導要領に沿った内容でございます。その下に各発行者の特徴をまとめてございます。

私からは、教科、種目ごとに審議会等の中で話題になったポイントについて、簡単に触れさせていただければと思います。

それでは、国語でございます。

学習の進め方において主体的に考えたり、協働的な学習が展開しやすかったりする構成についてご意見がございました。加えて、読み物教材の学習後に読書の広がりを持たせられる工夫について話題になっておりました。また、SDGsに関する学習や他教科との関連を持たせ、学習の幅を広げる活用方法についてのご意見もございました。以上でございます。

○加藤教育長 それでは、これから委員の皆様からご意見いただきたいと思います。

国語につきましては3社ですが、ほかの教科についても冊数が多いところで、全部のご意見を聞くには時間的になかなか難しいところがありますので、特に推薦したい出版社名を提示していただき、簡単にその理由についても述べていただければと思います。

本日、小川委員は欠席ですが、事前に小川委員から教科書採択についてご意見いただいておりますので、まずは小川委員のご意見を私から代読させていただいて、その後、それぞれの委員からご意見いただければと思っております。

それでは、国語についての小川委員からいただいたご意見を読ませていただきます。

「光村図書と教育出版がよいと思いました。現行の光村図書もよくまとまっており、授業展開も詳細に書かれており、丁寧だと思うのですが、教室で展開される授業は子どもたちのさまざまな意見も取り入れやすいほうがよいので、教育出版のほうがよいのではないかと思います。学びを深めるポイントが絞られて書かれており、幅を持った授業展開が可能なのではないかと思います。また、教育出版は分冊になっており、音読などで持ち帰ることを考えると、子どもたちの体への負担が軽減されてよいと思いました」ということで、光村図書と教育出版がよいのではないかと。特に

教育出版がよいのではないかというご意見です。

それでは、ほかの委員の方、ご意見をお願いいたします。

○清水委員 私も、答申にあるように高学年でも上下巻に分かれているというところが1つポイントかなと思いました。ただ、内容的なもので言いますと、教育出版では各学年で学ぶべきことが各教科書の初めの部分で、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことに分けてわかりやすく示されていて、学習の目標が立てやすい構成になっているのではないかと感じました。

したがって、光村図書と教育出版、両方ともいいかなと思ったんですけども、私は教育出版にしたいと思います。

○坪井委員 私は教育出版の教科書がいいと思いました。

光村図書はいつも、原文をととても大切にしている、読むということについて、子どもの気持ちを刺激する教科書だと思っていたのですが、今回、光村図書は、ガイドの最初の導入部分などが細か過ぎる、ポイントはここです、ここですという部分がうるさいなという感じがしてしまっただけです。

それに比べて教育出版については、原文の文章をまず読みましようという感じの構成になっていて、まず読んでからいろいろ考える、そういう構成であってほしいなと思うので、そういう意味で教育出版の作り方がとても素直に入りました。

終わった後の書くとか学ぶとか、そういうところについてもポイントは書いてありますけれども、子どもたちが学ぶのにうるさくないという感じがします。その面についてもよかったということと、各文末に、どの教科書にも「本を読もう」ということで、「本を読もう」につなげていくという工夫をしている。そこもとても素直に「本を読もう」というところにつなげていっているなという、ページの作り方なのか、私は詳しくわかりませんが、読んでいて素直に動いていけるというのがありました。

あともう一つ、私としては、ほかのところにあるかどうかわからないんですけども、気づいたこととして、小学校、国語の6年生の下の65ページに「哲学対話の進め方」という単元があったんです。これは私は初めてです。小学生の国語の授業で哲学的対話という言葉をきちっと持ち込んでいるというのはほかの教科書にあるのか、見たところ見つからなくて、これは私としては非常に意味のあることだと思っています。

日本の小学生の子どもたちが哲学的な観点で物を考える、対話をするということがあまりにも足りないというのはずっと考えてきたことです。学習指導要領にはその言葉がないのかもしれませんが、例えば欧米系のドイツ、フランスなどでは、小学生のときから哲学をすごく大事にする。

人間の生きるということは何なのかという根底を現象面だけでなく、その後ろをきちっと考えていこうとすることが授業の科目になっていると聞いております。

自分が哲学科出身ということもありますけれども、子どもたちが国語の中で現象面や暗記に頼らず、もっと裏にあるものをきちっと考えよう、そういう姿勢として哲学的対話、哲学対話という項目があることに非常に新鮮な驚きがありました。

○福田委員 恐らくこのメンバーの中では私が一番教科書に触れてからそんなに時間がたっていないはずなんですけれども、それでも結構隔世の感があるなと思いました。

特に国語の教科書は作り手の工夫をものすごく感じられた科目で、先生が目線、教える側の目線を随分取り入れているんだろうなと思いました。

要するに、国語の授業の記憶をたどると、私の時代の国語の教科書はもっと無骨な感じで、ただ文章がドンと書いてある。ただ、今、改めて3社さんの教科書を拝見したんですけれども、考え方、どのようにこういうふう読み解いていくかというガイドが結構丁寧に書かれていて、ちょっと語弊があるかもしれませんが、私もさんざん世話になった予備校的な考えのプロセスというか、そういうことまですごく丁寧に書かれているなど。これをやることによって、恐らく教える側にとっても一定のクオリティーが担保されるんだろうなと思う一方で、やや型にはめ過ぎてしまうのかなと感じたところでもあります。

そんな中でも、教育出版さんと光村図書さんは、どれだけ1つのテーマをもとに広がりを持たせることができるのかということ考えたときに、同じような図書、例えばその筆者さんの時代背景とか、何でこういう文章が書かれたのかとか、この筆者さんの時代背景を考えたときになぜこういう文章が生まれたのかとか、実はそういうところから考えが広がっていく。書かれた時代背景は今とは全く違うと思いますので。そういうのがあったときに、ここからどれだけ広げていくかだろうなど。要するに、興味を持った子がどれだけ広げていく、さらに深掘りしていく、そういうヒントを与えられるかなと思いながら拝見していました。

そういう意味で、なかなか甲乙つけがたい。東京書籍さんが悪いとかそういうことではないし、東京書籍さんのほうがものすごく丁寧な感じがしましたけれども、一方で教育出版さんと光村図書さんは、やはり広がりや重きを置いていらっしゃるのかなと思ひまして、個人的には教育出版さんと光村図書さんをお薦めしたいなと思った次第です。

○加藤教育長 それでは、私の意見もお話ししたいと思います。

まず国語ですけれども、国語は全ての教科の基礎になりますので、まずは文章を正確に読む力と、

それだけでなく、文章から意図を読み取れる力が大切かなと思っています。また、作品を通じて心が動くという体験も大切かなと思っています。それらのことを踏まえた上で、児童同士がかかわる中で自分の考えを深められる、そういった教科書がいいかなと思いました。

そういったことを念頭に各社の教科書を見させていただいた結果、教育出版と、現行の光村図書さんがいいかなと思いました。

この2つを比較すると、光村図書さんは、先ほど坪井委員からガイドがうるさいという話がありましたけれども、ガイドが充実していますので、国語が苦手な児童にとっては理解の助けになるのかなと私は思いました。

それに対して教育出版さんのほうですが、光村図書さんと比較すると、掲載されている学習のヒントがシンプルで、逆に言うと先生の工夫次第で児童の多様な意見を引き出すことが可能なのかなと思いました。

それと、教科書展示会の中ですごく多く意見をいただいていたのが、教科書の重さの件です。こちらは教育出版さんは高学年で2分冊になっているということで、児童にとっても扱いやすいのかなと思っています。展示会では、保護者の方とかいろいろな方が、実感として、最近、タブレットとか、教科書自体も厚くなっているの、少しでも負担の軽いものということで、そういう意見が寄せられたのかなと思っています。

まとめますと、文京区の子どもにとっては、全体的にシンプルな記載で、教員の工夫によってさまざまな意見を引き出せる教育出版がよいのかなと私は思いました。

それでは、全員の方のご意見をまとめますと、本日、欠席されている小川委員も含めて教育出版がよいという結論になると思います。現行の光村図書についてもよいのではないかという意見がありました。教育出版ということで、国語についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、書写になります。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 書写の学習を通して何を考え、何を身につけさせるのかについて、話題になっていました。書写で身につけた技能を日常の具体的な場面で生かすという視点で構成されており、生きた学習にしていくというご意見がございました。また、カラーユニバーサルデザインについて触れ、見やすい色合いや紙面構成について工夫されているというご意見も出ておりました。以上でございます。

○加藤教育長 それでは、小川委員のご意見を読ませていただきます。

「現場の声として、国語科で採択された発行者と同じところを採択することが望ましいと聞いております。国語については教育出版になりますので、教育出版が他の教科でどのように生かせるか、明確に書いてあり、よいと思いました」ということで、小川委員は国語と同じ教育出版というご意見です。

ほか、いかがでしょうか。

○清水委員 私も、やはり国語と同じ出版社ということで、教育出版をお薦めしたいと思います。ただ、それだけではなくて、書写というのはデジタルコンテンツも非常に重要じゃないかなと思います。こちらも非常に充実していたと思いますので、教育出版を推したいと思います。

○坪井委員 教科書と一緒に望ましいという意味で、教育出版を選びました。ただ、使い勝手から言いますと、教育出版は、さっきもありましたユニバーサルデザインという意味で非常にたくさん色を使っている。これが子どもたちにとっていいのかもしれないし、少しうるさいのかなという気もしないでもなかった。ただ、教材の一貫性ということ言えば教育出版かなと思いました。

○福田委員 国語の教科書とそろっていたほうがいいということでは教育出版さんなんだろうけれども、個人的には光村図書さんのほうが見やすくいいかなと思いました。書写のテキストにもこれだけの工夫があるんだと思いつつながら改めて見たんですけれども、見やすさという意味では、個人的にはそれだけですけれども、光村図書さんのほうがいいなと思っている次第です。

○加藤教育長 では、私の意見ですけれども、国語の教科書と同じものがいいというご意見がありますけれども、漢字を含めた文字学習の順番とか関連性を考えると、やはり基本的に国語の教科書と同じ出版社が児童の学習が進めやすいのかなと思っております。また、国語の時間には書写もありますので、こういった進みぐあいとの関連性も含めると、やはり関連性の高い教育出版がよいのかなと思いました。

それでは、まとめさせていただきますと、福田委員は見やすさという部分では光村図書がいいということで、それ以外の委員は国語の教科書との関連性から教育出版ということになりますので、教育出版ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、続きまして社会をお願いしたいと思います。

○教育指導課長 問題解決的な学習を進める上で、児童にとって学習の見通しが持ちやすいもの、

教員にとって指導しやすいものといった視点でご意見がございました。また、児童が課題解決のため、多くの資料を選択し活用できるように、二次元バーコードや資料等が豊富であることがよいとの意見もございました。以上でございます。

○加藤教育長 それでは、小川委員の意見を読ませていただきます。

「教科書の構成として、東京書籍と教育出版がわかりやすいと思いました。甲乙つけがたいところです。領土問題のところでは、いずれも客観的な事実を述べており、差があるとは思いませんが、教育出版だけは子どものイラストの吹き出しで、世の中がどのように動いていくか、これからも関心を持っていこうというコメントが載っており、将来を担う子どもたちへのメッセージがあつてよいと思いました。また、年表も、子どもがわかりやすいようにイラスト入りでよいと思いました」ということで、小川委員としては東京書籍と教育出版、甲乙つけがたいというご意見です。

ほかの委員、いかがでしょうか。

○清水委員 私は、現行と同じ東京書籍を推薦したいと思います。

やはり南京事件とか権利と義務、あるいは領土についてということで比較してみましたが、私が考えた限りでは、この3出版社で比較して差はないなと感じました。

ただ、東京書籍は5～6年では政治・国際編と歴史編ということで分冊になっていまして、これが扱いやすいのではないかと思ったのと、動画コンテンツが一番多いということでしたので、こちらもふさわしいところではないかと思いました。

ただ1点、区民からのご意見でちょっと気になったところがありました。東京書籍の6年生の歴史編の133ページで「朝鮮の人々の連行の部分ですが、写真のキャプションで志願して兵士となったとありますが、多くは強制的に徴集されたのでしょうから、不適切に感じました」とありました。確かに言われてみるとそうかなと思いましたので、実際に現場でこれを教えるときにこの辺をどう教えるかということは、ちょっと工夫が必要かなと思いました。

○坪井委員 私は教育出版を選びたいと思います。

まず、5年生、6年生が分冊になっているのは東京書籍であつて、先ほどの子どもの持つ重さにおいては、初めは分冊というのは意味があるのかなと思ったんですが、中身を見ていくと、特に6年生の歴史と政治・国際が分冊になってしまうというところにすごく大きな問題があるなと感じました。

6年生の社会科の教科書の社会の授業の一番のねらいは何かと考えたときに、この日本という国が第二次世界大戦を経て日本国憲法をつくり、今の日本につながっている。そこで、今、あちこち

の国でまた戦争が起き、緊急事態が起きている状況の中で、子どもたち一人一人が歴史に足をきちっと置いた上で、本当に平和な世界はどうやったらつくっていけるんだろうということを考えるのが社会科でのめあてになるんだと思っています。歴史を学ぶ、あるいは政治経済を学ぶということが。

そういう意味において、教育出版の本のような形の、目次を見ていただくとわかるんですけども、まず第1章が「ともに生きる暮らしと政治」ということで、憲法の問題が最初に出てくるんです。その後、2項に「日本の歴史」として日本の歴史がザーッと、古い歴史から近代国家の戦争の部分まで来て、その後に改めて戦争放棄とか、平和とか、世界の中での日本という目次になっています。つまり、子どもたちが政治と歴史を分けたものとしてではなく、それを一連のものとして学ぶという姿勢ができてきているということです。

もちろん、中学生や高校生になっていくと、歴史と政経は分かれていくわけですけども、小学生のときにまず社会科では歴史と政治経済とは本当に密接に結びついているんだということを、きちっと子どもたちに理解してほしいなとすごく思いました。

歴史を学ぶことの意味、例えば教育出版の236ページに「歴史を学ぶ意味を考え、未来につなげよう」と、今私が申し上げたようなことだけでも、子どもたちが歴史から何を学ぶのかということを考えるという単元があったり、これは表現の問題ではありますが、戦争の歴史を学んだ後、「平和で豊かな暮らしを目指して」の222ページでは「もう戦争はしない」という決意が項目の表題になっていたりします。

それと、一番最後の288ページから289ページ、「平和への誓い」ということで、広島宣言がすごく大きな見開きで6年生の最後に出てくるんです。これを見たとき、私はとても感動したという感じがして、社会の目指すものは平和への誓いであり、平和な世界をどうしていくかということ子どもたちに考えてほしいという意味において、ぜひとも教育出版の教科書で学んでほしいなと強く思った次第です。

○**福田委員** 私も、実は教育出版がいいなと思っているところがあります。

社会の授業というのは、地理も同じですけども、単なるぶつ切りの知識としてインプットするというのは個人的には結構つらくて、僕も昔は嫌いな教科でした。その中で、どう関連させていくのか。教育出版さんと東京書籍さんは、ステップが、こういうふうに社会を理解していくんだよと。国語とちょっと違って、社会の場合はどういうふうにこれに興味を持たせて絡めながら学ぶというか、興味を持たせるという観点。

最初、僕は、社会にどういふふうにとっついていいのか、ただ単に単語の羅列にしか感じられなかったのを、こういう形で、こういうステップを踏みながら、いろいろな周辺のもの絡めながら理解していくということで、幅広く興味を持たれるのではないか。

一方で、東京書籍さんと教育出版さんの決定的な違いは、僕は分冊じゃないほうがいいと思っています。坪井委員がおっしゃられたように、歴史と政治は別の教科ではなくて、全てが関連しているものです。もちろん、章の中では分かれて取り扱っていますけれども、パッと見たときに同じ1冊の中で行ったり来たりできるほうがいいのではないか。もちろん、重いというのがありますけれども、頑張ろうよと思う重さかなとも思ったりして、あえて分冊じゃないほうがいいのではないかと考えていたところだったので、教育出版さんを推薦したいなと思いました。

○加藤教育長 それでは、私の意見もお話しさせていただきたいと思います。

社会科の場合は、3年生から6年生の教科になりますけれども、3～4年生は地域学習が主になりますので、どちらかという文京区地域を学ぶということで、副教材を活用する場面が多いので、5年、6年を中心に教科書を見させていただきました。

その中で、先ほどお話があったように、例えば歴史の問題とか領土の問題とか、そういったところを見ると各社で若干表現が違ふところはあります。ただ、検定を通過してきていますので、基本的には私はそういうところではなく、子どもが使いやすく先生がしっかり指導できるものということで選びたいなと思いました。

まず、東京書籍ですけれども、各単元で「つかむ」「調べる」「まとめる」というポイントが明確に示されているので、教員の指導力にかかわらず児童が主体的に学びを進めることができる構成になっていると感じたところです。また、各ページの下に「まなびのポイント」がありまして、これが具体的な表現になっていますので、実践的にも使えるのかなと考えました。

あと、今回、各社、QRコードが充実しておりますけれども、特に東京書籍さんは実際にQRコードで見ると、数だけでなく内容的にも非常に充実しているなと思いました。そういった意味でも、家で見たり、予習復習にも使えるのかなと考えました。

また、高学年で分冊というところですが、これは、先ほど教科書展示でもどのぐらいご意見があるのか数えると、5件ほどありますので、かなり多くの方が軽いほうがいいと実感されているのかなと思います。

ただ、単に軽ければいいということではなくて、先ほど坪井委員が言われたように、政治と歴史が密接につながっていて、それが現在生きている私たちの社会をこれからどうつくっていくかとい

うことにつながるとお思いますので、単純に分冊しているほうが良いとは私も思わないところです。

教育出版さんですが、先ほど言った児童の視点と教員の視点で言うと、学習のねらいが非常に明確になっているなど感じましたので、例えば知識習得型の学びについては教育出版さんのほうが有効なのかなと感じました。

一方、教師の視点で考えると、教えることが中心になってしまって、受け身の学習になるという懸念もあるのかなと、東京書籍さんと比較したときに思ったところです。私も、両社どちらが良いか、かなり悩みました。

今回の教科書展示は非常に多くの方に見ていただいて、その方々のご意見もご紹介させていただくと、教育出版さんはかなり賛否が分かれています。いいという方と、逆に言うと、ちょっと表現が歴史的事実で簡略過ぎるといったところもありました。その点、教育出版さんについては、教科書展示をご覧になられた方は比較的よい印象があったというところがあります。

まとめますと、社会科は、清水委員と小川委員が東京書籍、福田委員と坪井委員が教育出版ということですが。私は両方悩んだんですけども、授業で使うという意味で、東京書籍のほうが、実際に文京区の先生方は教えやすいのかなと感じました。ただ、僅差なので、もう一度、今の話を聞いて清水委員はどのように感じましたか。

○清水委員 ポイントとなったのが、分冊かどうかというところがあったかなと思います。分冊で分かれているから関係ない、セパレートしてしまうというのではないのではないかと私は思います。それぞれで政治のこと、あるいは歴史のこと、最終的に教える側がそれをコンパインして教える。現場の方が、こちらのほうが良いという意見が多かったというのは、それがちゃんとできるのだらうと思いますので、私はそれを考えて東京書籍といたしました。

○加藤教育長 それでは、実際に現場でどういう使われ方をされるかという部分を、教育指導課長のほうで今の話を聞いて説明していただけますか。

○教育指導課長 今、清水委員からお話があったように、教員は当然、教科書を活用して指導するわけですが、学習指導要領で定められている社会科の本来の目標、ねらいに沿って指導するということでは、教科書だけではないものを当然補ったりということも行っています。そういった部分では、当然、それぞれの教員が専門性を持って指導に当たっていますので、分冊であるからとか、分冊ではないから指導ができないということは、一概には言えないんじゃないかなと思って、今、聞かせていただきました。

○加藤教育長 坪井委員、こだわりがあると思うので、どうですか。

○坪井委員 社会科の教科書を分冊で見ていただくと、歴史が終わったところで、歴史の教科書はシェグツ(?)も皆終わってしまうんです。それが日本国憲法につながって行って、国際平和につながっていくという連絡はないんです。ものすごく技術力のある教員であれば、子どもに「2冊持ってきてください」と言って、歴史が終わった時点で憲法のここにつながるんですよという指導をしていただくということでもない限り、教科書のままいくと、歴史は歴史で日本国は終わったんだなど。それとは別に、日本国憲法というのは、なぜ戦争放棄だとか基本的人権の尊重が成ったかということなしに憲法のお話が始まっているので、ここを合体して教えていただける先生がどれだけおられるんだろうかというのが、私はすごく不安です。

その点において、1冊になっていけば、どんな科目の先生もその順でお教えになるんだろうと思います。日本国憲法が生まれたのは、さきの戦争があつて、あれだけの被害を日本が与え、こうむり、原爆があり、沖縄があり、それでここへ来たんだというところはとても重要だと思っています。この2冊で先生方がそこまでできると思えないというのが、正直、この教科書を読んだときの感想でした。私だったら無理だなと。

もちろん先生たちは専門性があるのだけれども、専門になっていращるのは社会の先生だけじゃないと思っています。いろいろな専門の方が全教科をお教えになる。そうなったときどうなるのかなと、すごく心配なんです。

副読本でとおっしゃるけれども、「わたしたちの文京区」という副読本を見せていただきましたが、ここに特に子どもの権利条約とか人権宣言とかが出ているんです。これは素晴らしいと思っておりますが、憲法と歴史の関係について、ここでフォローするような内容はなかった。やはりそこは教科書でフォローしないとならないんじゃないかなと思いました。

説明をいただくとき、副読本でフォローするとか、他の資料でフォローするという話は、確かに現場の先生たちから声は伺いますが、これではフォローできないなというところがあります。

○福田委員 1冊になっているからといってそれがフォローできるとも思わないんですけれども、最終的には現場の声を尊重すればいいとは思いますが。

やはり分冊になっていたら、今度の授業は2冊持ってきなさいという先生の指示はないだろうなと思います。僕も、この年になって感じるころですけれども、例えば聖徳太子の十七条の憲法というけれども、今の日本国憲法とはどういうものかという対比だったり、今の政治経済で税金の使い道とか、納税とはどういうものかというときに、そもそも歴史の中で納税はどのようなところから生まれたのかといったら租庸調だよなとか、そういうところの行ったり来たりというのは、1冊の

ほうがやりやすいだろうなどは思いますが、分冊でもできますとおっしゃられるなら、現場の意見は尊重します。

ただ、坪井委員のおっしゃられるように、フィジカルに分かれてしまうと、子どもたちは分断して捉えてしまうものはあると思うし、一体で見てほしい。これは日本史と世界史もそうですが、僕自身も日本史、世界史、社会は結構やったのでよく感じるころですが、今と昔、それこそ世界でも日本と海外、どういう関係性になっているかを俯瞰的に見られる力、そういう教育は必要だなどと思いますし、先生たちがそういう対応をしてくださるなら、1冊のほうがやりやすいのではないかと思った。

ただ、それが分冊ではできないということではないですし、私はそこまで分冊に大きなこだわりはないのですが、自分が教師になって教壇に立ったときには1冊のほうが子どもたちにいろいろなところに立ち返って、テーマで横断的にパンパンパンと、この時代はこうだよ、この時代はこうだよという話もできるのかなと思いました。教師目線に立って考えたときには1冊のほうがいいんじゃないかなと思った次第です。

分冊であることは絶対認められないというほどのこだわりではないです。

○加藤教育長 順番としては、どっちを先にやるんですか。

○教育指導課長 歴史からです。

○加藤教育長 分冊になっているのを見ていただくと、先ほど坪井委員が言われていたように、戦争とかそういうことを踏まえて憲法、平和というつながりの部分が大事だというご意見をいただいたと思います。

歴史の一番最後の154ページ、「まとめる」ということで、こういった戦争を経験して日本国憲法、サンフランシスコ平和条約云々かんぬんということ、決して歴史は戦争までで終わりではなくて、そこから今につながる流れが書いてあって、その後、政治・国際編のほうへ行くと思いますが、そちらの頭のところでそれを踏まえて入り口の部分では最初のところ、日本の歴史とかそういったところを踏まえて入っているんで、全く分かれて政治と歴史が別物ですよということではなく、その配慮は一定されていると思います。

ただ、1冊の中でスムーズに書かれているかどうかというところの差だと思いますので、全く別のもので教えている、関係ないということではないのかなと。現場でもそういう教え方をしていますよね。実際に現場の先生方は、先ほど私がお話ししたように、焦点がしっかり絞られていて、子どもたちが主体的に学べるのは、どちらかといえば東京書籍かなというご意見をいただいています。

す。

○福田委員 東京書籍さんだと分冊の歴史からなんですよね。教育出版さんは、「ともに生きる暮らしと政治」というのがまず最初にあります。これはこの章に沿ってやるということですか。

○教育指導課長 確認します。

○福田委員 個人的にはこれがいいなと思ったんです。教育出版さんは第1章「ともに生きる暮らしと政治」というのが最初にあって、第2章から日本の歴史に入ってくる。6年生のです。むしろ、僕はこの章立てがいいなと思ったのは、今を知った上で歴史をたどるほうがいいのかと。

○加藤教育長 私が感じたのは、確かにここから入るのはすごくいいかなと思った反面、それからいきなり縄文時代へ行っているの、逆に言うと、近世とそこいらの政治、先ほど坪井委員が言ったように、戦争から現代の平和につながったほうが。ですので、この教科書をどういう使い方をするかですね。最初にそういった大事なところが書かれていたとしても、歴史ですから、多分、古い年代から現代へ授業としては進んでいくと思いますが、そこの最後のところで歴史が現代につながっているんですよという使い方であればですが、最初にこれだけ言ってもなかなか……。

○福田委員 私の経験談を申し上げますと、今がどういう仕組みなのか、この年代ではちゃんと学ぶべきだなと思います。何回も受験したからわかるんですけども、何回も歴史を縄文時代からやって、現代にたどり着かないというパターンがある。本来、現代にたどり着くまでにどういう歴史をたどったのかという観点で歴史を学ぶものだと思いますが、何度も縄文時代を勉強し直して、現代がおろそかになってしまったという自戒の念を込めて、最初にやっておいたほうがいいのかと。

○加藤教育長 最初に政治ということですか。

○福田委員 政治経済というか、現代の社会の仕組みのほうがいいんじゃないかなと。

○加藤教育長 先ほどの歴史を学んでから、それを踏まえての政治ではなく、政治を学んで……。

○福田委員 政治も含めて今の社会の仕組みを学んで……。

○加藤教育長 そうすると、最後の戦争がどこに結びつくのかなというのは出てきますけどね。先ほどの坪井委員の話の部分。

○教育指導課長 さっきの東京書籍の指導計画を見直したところ、政治から入り、歴史もやり、最後にまとめるという形の計画となっている。

○加藤教育長 政治から入り、歴史で、最後に国際？ そうすると、今、坪井委員が言われたこととか、福田委員の言われていることは、どの教科書をとったとしても、授業の中ではそういう構成

をとっているということですか。

○坪井委員 今おっしゃっているのは、東京書籍は分冊になっているけれども、授業計画、指導案がそうなっているということですよ。

○教育指導課長 年間の計画はそういうことです。

○坪井委員 文教出版や教育出版は、そもそもそうなっているんです。5年生までに地域社会と日本の政治経済をやるんです。地域社会の工場はどうだ、農業がどうだとやって、そして日本の政治経済に入り、日本の歴史を学び、最後は国際社会へ、日本の憲法と国際社会に入るので、流れとしては、別に突然ここに「ともに生きる暮らし」がつくんじゃなくて、5年生の学びが先にあると思います。ともに生きる共生社会を目指すということが実は平和を目指すことにつながるんだけど、そこをきちっと政治経済として、政治経済は自分と離れたところではなく、私たちの身の回りにあることだと最初に学び、そして日本の歴史を学ぶことが出てきて、国際平和につながっていく。

今言っていたら東京書籍さんも同じような指導案だとすれば、それこそ分冊したら、きょうはこっちを持ってきてください、あっちを持ってきてくださいという話になってしまうんじゃないか。そういう意味で、1つのほうが生徒さんたちはわかりやすいのではないかと思いました。

○加藤教育長 それはそういう形の運用になるということですかね。

○教育指導課長 そうですね。もちろん、今言ったように歴史の勉強をするときは歴史の教科書でしようし、政治の勉強をするときは政治の教科書を持ってくるということになります。ただ、当然、両方必要なこともあるので、両方持ってきてという週も当然あると思います。

○加藤教育長 そうしたら、今の話では、実際、どちらを使っても歴史と国際平和、日本の憲法を教える部分については、流れとしては同じということだと思います。ただ、坪井委員が言われているように、それをより意識してつくっているのが教育出版で、そういった思想が大事だということだと思います。

現場としては東京書籍のほうが使いやすいということですが、そうであれば教育出版にしますか。

○清水委員 2対2ということですが、1票の中のウエートというんですか、坪井先生が100%教育出版としているのに対して、私は、今の話を聞かせていただいて、それほど差がないところの東京書籍ですので、その辺も加味していただければと思います。あとは、小川委員はきょう意見が述べられないような状況になっていますので、今の話をお伺いして、小川委員がもしかしたら教育出版に傾く可能性は十分あると思います。その辺を考慮して教育長のほうでお決めになっていただけ

ればよろしいかなと思います。

○加藤教育長 わかりました。私はやはり現場の先生方が教えやすく子どもが理解しやすいもの
がいいのかなと思っていますが、そもそも社会を学ぶという意義を考えると、先ほど坪井委員が言
ったようなことが大事だなというのは根底の部分にあります。ですので、現場の教員の方には工夫
していただいて、今回は教育出版で進めるということで。

ただ、今回、各教育委員からいただいた声、皆さんも教員の方は当然知っていると思いますけれ
ども、社会を学ぶということの意義をしっかり伝えていただいて、ですのでこの教科書ということ
を現場にも伝えていただいて、そういう考えのもとに教育を進めていただければなと思います。

それでは、社会科は教育出版ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、地図になります。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 地図への親しみやすさという視点から、特産品のイラストや山脈の高低差等、視
覚的にわかりやすいものがよいというご意見がございました。また、地図や統計資料を効果的に活
用できる二次元バーコードや、資料の豊富さについても意見が出されたところでございます。以上
でございます。

○加藤教育長 それでは、小川委員の意見を読ませていただきます。

「東京書籍も帝国書院もとてもきれいで見やすく、甲乙つけがたいですが、全体的に配色が明る
い帝国書院のほうが見やすいと思いました。また、歴史と結びつけたページ、江戸時代の地図や世
界のSDGs、地図マスターへの道などがあり、内容が充実している点もよいと思いました」とい
うことで、帝国書院がよいというご意見になります。

ほかの委員の方、ご意見ををお願いします。

○清水委員 私も、見やすさというところから帝国書院がよろしいのではないかと思います。ただ、
東京書籍は東京都、特に文京区の施設が幾つも書いてあつたりしますので、この辺はいいのかなと
は思いますけれども、トータルで考えて帝国書院ということで、推薦したいと思います。

○坪井委員 私も帝国書院の地図を、恐らく自分たちが見慣れているというせいもあるのかもしれ
ませんが、例えば中部地方の地図は、帝国書院だと 57 ページ、東京書籍だと 35 ページ。ここを比
べると、山脈、特に山の連なりが、帝国書院のほうが凹凸がきちっとわかるように色分けされてい
て、日本の山の高度、山脈の流れが、恐らくこの色分けのほうが子どもたちには理解しやすいだろ

うなと感じるところがあります。色に関しては。

それから、おもしろいなと思ったのは帝国書院で、「江戸時代の結びつき」が出ていて、この地図の中でどういうところを街道として使っていたかというのが、55 ページあたりから何回か出てきます。その辺の地理と歴史との組み合わせは、あまりこれまで自分の中にはなかったもので、それはすごくおもしろい取り組みだなと思いました。

○福田委員 私も帝国書院さんかな。帝国書院さんのほうがやや子どもっぽい感じがするなと思いながら見てはいたんですけども、私自身、地理は本当に嫌いな科目だったんです。山脈を覚えろと言われても覚え切れないよと思っていたんですけども、両社さんともに、先ほども申し上げたように、いろいろなものと関連して頭に入るように、その土地の特産品だったり、そういう意味では高低差、こっちの山のほうが高いんだというの、ほかのいろいろなものと関連して知識をインプットする上で役立つと思います。

歴史と地理というのは、54 ページの京都市の中心部、坪井先生は 55 ページ、56 ページのことをおっしゃっていましたが、このあたりの昔の都があったところがどうなったとか、個人的にはおもしろいなと思いながら。東京書籍にもないことはないんですけども、帝国書院さんのほうがパッと興味を引きやすい色彩かなとも思いましたし、帝国書院さんかなと思っています。

○加藤教育長 私は、2社ともすごくわかりやすく、子どもの興味につながるさまざまな工夫がされているなと思いました。ですので、一番大事な地図の部分を中心に見させていただきました。帝国書院さんは、地形の高低差が配色上非常にわかりやすいなと感じました。また、地図に記載されている地名とかその他のものが、帝国書院さんのほうはそんなに多くを盛り込んでいないんです。ですので、見やすくわかりやすいのかな。地名とか、いろいろなことが東京書籍さんのほうが細かく入っているので、子どもは帝国書院さんのほうが見やすいのかなと思いました。

そういったことで、地図が立体的で見やすいということと、デジタルコンテンツも見ましたが、充実しているということで、私も帝国書院さんがよいかなと思いました。

全員一致で帝国書院ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、算数の説明をお願いします。

○教育指導課長 算数では、学習に取り組む際の前学年からのつながりの扱いや、理解を深めるための工夫などについてのご意見がございました。また、算数の学習を日常生活につなげるためのコ

ラムや二次元バーコードのコンテンツなども話題になっておりました。習熟度別指導を行うため、若手教員からベテラン教員までの扱いやすさという視点もございました。以上でございます。

○加藤教育長 それでは、小川委員の意見になります。

「学力の高い文京区の子どもたちには東京書籍がよいと思いました。学習の仕上げでは、試してみよう、生かしてみよう、つないでいこうと、学んだことを発展させており、紙面上の知識から日常生活へ活用できる知識へと学べる工夫がよいと思いました。また、『考える力を伸ばす』では補充問題も用意されており、他者より練習問題が充実している点がよいと思いました」。小川委員は東京書籍がよいという意見です。

ほか、いかがでしょうか。

○清水委員 まず、なぜ算数を勉強しなければいけないのかと思う子どもも多いのではないかと思います。その回答はなかなか難しいけれども、勉強することの意欲が高まるとか、興味がふえる、そういったところに工夫した教科書が一番重要なのではないかと思います。その点でいくと、東京書籍、現行の教科書が一番いいのではないかと思います。

また、プログラミングを体験しようという項目もございまして、これは Up to date などころではないかと思いましたので、東京書籍を推薦したいと思えます。

○坪井委員 私には専門性がないので、先生方がどの教科書が使いやすいとっていらっしゃるのか決めかねるんですけども、現在は東京書籍が使われているということで、東京書籍を中心に考えてみました。東京書籍は非常にシンプルなつくりになっているなと思っています。それが現在使われていて、そこに教員の方たちから情報が足りないとかいうようなご意見でもない限りは、教員が指導しやすい教科書ということで、東京書籍を使い続けるということで問題ないんじゃないかなと思えました。

それから、バーコードは、各社いろいろ工夫されていまして。バーコードが子どもの授業にどのような成果を持つのか、子どもたちの勉強への意欲とか、理解力とかは、これからなんだろうと思っています。バーコードがあれば、それで子どもの学力が必ず上がるということではないだろうなと思えました。ただ、私たちよりもずっとITに慣れた子どもたちなので、私たちがおろおろしているよりも先にどんどんバーコードとか、デジタル教材を使って進んでいくんじゃないかなとは思っています。

単元にそうしたデジタルを使っているという意味で、東京書籍も頑張っておられるので、東京書籍をこのまま使い続けるということで特に異議はないということになります。

○**福田委員** 個人的にはどの出版社さんも情報量に過不足がないと感じていて、一番判断がしづらかったのが算数です。

清水委員がおっしゃったように、算数を学ぶ意義は小学校のときにはわからなかったもので、どこまでそういうエッセンスを教科書に盛り込むかは結構難しいなと思っています。ですが、算数を学ぶ意義とかをここに落とし込むのは本当に難しいなと思うと、今、僕自身もなかなか言葉で表現できないことを考えると、本当に過不足ない情報量、かつ見やすさで、現場で支持されていることを含めて、東京書籍さんなのかなと。積極的に何かこれがいいですというところまで、見つけれなかったというのが、正直な私の意見です。

○**加藤教育長** 私の意見は、算数というのはほかの教科とも関係があり、基盤となる教科かなと思っています。特に、これからデジタル化とかICTの活用が必須になる中で、必要になる教科かなと思っています。そういった素養が子どもにとっては大事なのかなと思っています。

そうすると、子どもが苦手意識を持たないような教科書が重要で、算数は苦手と嫌いになってしまうようなものがよいかなど。そのためには、児童がつまづきやすい単元の記載を各社で比較させていただきました。その中で、比較的児童が理解しやすい工夫がされているもの、あるいは算数は積み上げの学習の部分もありますので、前の学習をベースに学習の積み上げがスムーズにできるもの、あるいはわからなくても戻って学習できるもの、そういった視点で教科書を見させていただきました。その結果、私は現行の東京書籍がよいのかなと思いました。

具体的に見ると、児童がつまづきやすい単元で、具体的事象から抽象的な事象に考えをつなげていくあたり、そういうところがなかなか児童には難しいところだと思いますが、こういったところに工夫が見られるなど感じました。また、先ほどのつまづきやすい単元ということですが、振り返り学習、積み重ねが容易になるような工夫も東京書籍の中には何か所か見られて、よいのかなと思いました。

そういった、子どもが学びやすいということは、逆に言えば、若手からベテランまで、教員のほうも扱いやすく指導しやすい教科書かなということで、バランスのとれた教科書かなと東京書籍の教科書を見て感じました。

それでは、まとめますと、全員の方が、福田委員はちょっと選びづらいという話がありましたけれども、ほぼ……。

○**福田委員** 1つだけいいですか。デジタルコンテンツというのはどれぐらい活用されているのか。算数が一番、私の時代と変わっていない教科書だなと感じたんです。あまり大きな変化がない。た

だ、デジタルコンテンツのところは決定的に違っていて、そういう意味で啓林館さんなんかは、こっちの教科書自体は内容を落とすという言い方が正しいかどうかわかりませんが、デジタルコンテンツにかなり依拠しているんだろうなと思いました。東京書籍さんなんかは、いわゆるスタンダードな、オーソドックスな感じで、あまり昔と違和感がないなと感じたところです。

デジタルコンテンツの使い方というか、どれぐらい活用されているのか、参考までに聞いてみたいというのが正直あります。

○加藤教育長 活用の頻度は後ほど教育指導課長からお話ししてもらいますが、実際、学校で子どもたちの様子を見ると、デジタルコンテンツがあることによって興味・関心は引かれますよね。紙ベースの教科書を見ているよりも、動くものや、三次元のものということで、興味・関心は、確かにデジタルコンテンツがあることで、湧くと思います。

ただ、先生がどういう教え方をするのかというところによると思います。逆に言うと、見ていると、動く様子を見て、そこに注意が行ってしまって、なかなか授業の内容が入らない様子もあります。子どもはそこに興味は寄せますけれども、そこから授業にどう展開していくかというところがありますので、一概に数の問題ではなく、それをどう使うかということと、デジタルコンテンツが単元の中でどういうところを押さえているかというところが大事なのかな、数だけの問題ではないのかなと私は思います。

数的なところは？

○教育指導課長 どれだけの使用頻度かということについては、正確に把握しているわけではありません。ただ、どうしても算数の場合は実感を伴って理解させたいという思いが教師たちは強いので、そういった部分では、さっき教育長が言ったように、動画とかということから実感を伴って理解させるということでは、有効に活用していることは事実です。

ただ、今回、教科書に直接二次元バーコードが載っていて活用するということによって、さっき坪井委員がおっしゃったように、これから1人1台のタブレットが確実に整備されたことから、子どもたち一人一人が自分の学力の状況に応じて適切なコンテンツを選んで学習していくこともできるでしょうし、冒頭お話しした習熟度ということによって、先生方も適宜適切に子どもたちに何を提供することがより理解を深められるかということでは、そこは今後さらに活用が進んでいくものと思っております。

○加藤教育長 それでは、算数については東京書籍ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 はい。

続きまして、理科になります。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 問題解決的な学習を進める上で、それぞれどのように工夫がされているか、児童にとって学習の見通しが持ちやすいもの、教員にとって指導しやすいものといった視点でのご意見がございました。

また、実験結果や自然事象に関する映像資料を含め、デジタルコンテンツの多様性や使いやすさについても話題になったところでございます。以上でございます。

○加藤教育長 それでは、小川委員の意見になります。

「東京書籍、大日本図書がよいと思いました。大日本図書は生活に生かす視点の理科の玉手箱のコーナーや、科学史なども取り扱っており、興味の幅を広げる工夫がなされた構成となっていました。東京書籍は、実験手順など、写真も大きくて見やすく、学習を進めやすい構成となっていました。また、デジタルコンテンツが充実しており、小6で扱うプログラミングのデジタル教材には簡単なシミュレーションがあり、学びを広げるのに大変有益なデジタル教材だと思いました。甲乙つけがたいですが、デジタル教材の質の高さから、東京書籍がよいと思いました」。小川委員は東京書籍というご意見です。

ほかにいかがでしょうか。

★★★

○清水委員 理科に関しては、先ほどから話に出ていますデジタルコンテンツの充実ということを選択に選ばせていただきました。その結果は、小川委員と同じような意見になりますけれども、東京書籍と大日本図書が甲乙つけがたいというところかと思えます。

5年生に「人のたんじょう」という項目がありますが、そこも専門の立場から見させていただきましたけれども、東京書籍と大日本図書、非常によくできていて、こちらも甲乙つけがたいというところで、私のほうからはこの2社を推薦させていただきたいと思えます。

○加藤教育長 ほかの委員、いかがでしょうか。

○坪井委員 私も専門外なのでわからないんですけど、ただ、東京書籍で、理科の6年生のテーマが「つながりの中に生きている」というところで、空気の問題から呼吸に入り、そして呼吸から循環に入り、循環から水に入って血液に入っていく。自然現象と体の現象とが本当につながっていく構成になっていて、つながりの中に生きているということの意味を多分、授業内容であらわしているという意味だと思ったんですが、今、理科は大体そういうふうになっているのかな。大日本図書

のほうも、そういった流れにはなっているのかなと思いつつ、いろんな部分を單元ごとに分けて教えるのではなくて、いろいろな生き物の流れが繋がっているんだという教え方をするとということにとっても感銘を受けました。

ということで、先ほどから出ているように、東京書籍と大日本図書、いずれもそういうつくりにはなっているかなと思いました。どちらと私は決めかねるんですけども、先ほどの「つながり」という言葉を出しているという意味で東京書籍がおもしろいなと思いました。

○福田委員 私も、結論からいうと東京書籍さんです。ただ、理科って、デジタルコンテンツが一番有効な科目なのかなという気はしていて、全てのデジタルコンテンツを比較し切れなかったんですけども、教科書の構成としてはまさに、つながりというか、今の日常生活にどうつながっているのかといった観点での興味の引き方、まとめ方という意味では東京書籍さんなのかなというふうに記憶しています。

以上です。

○加藤教育長 私も見させていただきまして、教科書のサイズが異なるんですが、各社おのおの工夫が見られたなと思いました。その中で東京書籍と大日本図書は、サイズが大きいんですね。写真も鮮やかなものが多くて、理科という部分ではやはり児童の興味・関心を引くものが多いのかなと思ひまして、この2社の教科書を中心に比較させていただきました。

大日本図書は、単元の導入部分で、幅広い視点から児童に考えさせる問いかけを用意していて、協働的な学習の導入に向けた工夫があるなと感じました。

一方、東京書籍のほうは、同じように単元の導入部分では、具体的な表現を使って、児童が段階的に考えられるようにといった工夫がされているなと思いました。その後に予想、実験、観察とつながりもスムーズで、自然と思考を深めていけるような工夫があるなと思いました。

教員の指導という観点からいくと、自然な児童の思考の深まりという部分では東京書籍のほうがよいのかなと思いました。

また、デジタルコンテンツの話がありましたけれども、見させていただくと、東京書籍のほうはコンテンツもかなり充実していて、理科は実際見たり観察したりして感じるところが出発点になっていますので、そういった意味でも東京書籍がよいのかなと思いました。

それでは、まとめさせていただきますと、清水委員は東京書籍と大日本、どちらかなという感じですけども、それ以外の方は東京書籍ということで、理科については東京書籍にしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 次に、生活になります。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 低学年が使用するもので、親しみやすいもの、児童の興味・関心を引き出しやすいものがよいというご意見がございました。特に、生き物や植物の写真、資料の大きさや見やすさに重点を置いて話し合いが行われました。

また、デジタルコンテンツの資料の豊富さについても話題になっておりました。

以上でございます。

○加藤教育長 それでは、小川委員の意見になります。

「啓林館と光村図書がよいと思いました。光村図書は、デジタル教材に頼り過ぎず、図鑑が別冊でついており、シンプルで見やすいと思いました。啓林館は、デジタルコンテンツが充実しているだけでなく、本のサイズも少し小さ目で低学年でも扱いやすい配慮がされ、内容も、興味・関心を引く工夫がされていると思いました」。小川委員は、啓林館と光村図書ということで、啓林館については、デジタルコンテンツの充実ということでご意見がありました。

ほかの委員、いかがでしょうか。

○清水委員 小学校1、2年生にとって無理のない大きさというところがやはり啓林館だと思いました。また、小学校のわくわく感であるとかどきどき感あるいは楽しさといったところをうまく表現しているのではないかなと思いましたので、啓林館を推薦したいと思います。

○坪井委員 私も、1、2年生が見てというところから見てみました。啓林館のほうは、教科書自体に「わくわく」、「いきいき」という言葉を使っているんですね。これは社会や理科の基本に至るところなんでしょうけれども、「わくわく」、「いきいき」という視点から授業に入っていくというのはとてもいいなと思いました。

デジタルコンテンツもいろいろあって全部を聞いたわけじゃないですけど、「デジタルたんけんズ(?)」とか「びっくりずかん LIVE」とか言って、啓林館には子どもたちの興味を引くようなデジタルコンテンツがありました。デジタル音声でいろんなセミの鳴き声があって、こういうのは楽しいだろうなと思って聞いていました。そういう意味で啓林館を薦めたいと思います。

○福田委員 私は、東京書籍さんと啓林館さんが、テキストが大きいほうがいいのか、小さいほうがいいのか、なかなか悩ましいところで、東京書籍さん、大きいですが、絵は東京書籍さんのほうが子どもの的にはいいのかなと勝手に思ったりしました。

ただ、啓林館さん、先ほどの理科の教科書でもそうだと思いますけれども、基本的に教科書の内

容としてデジタルコンテンツに寄せていくというような戦略なのかなと思いついて見ました。

小学校1年生にとっては、それこそデジタルコンテンツ有効なのかなと思うと啓林館さんもいいなと思って見ていた次第です。個人的にはこの2社ですかね。

○加藤教育長 私は、先ほど説明もありましたけれども、低学年が使うので、学校の楽しさを感じたり、学校に行きたいなという意欲につながるような教材がいいなと思いました。

そういった意味では、各社工夫されているんですが、東京書籍と啓林館がいいかなと思いました。

東京書籍のよかった点は、各単元の導入のページで、生き生きとした児童の大きな笑顔の写真が載っていて、これからどんな勉強をするのかなという期待が膨らむような学習の意欲を高めることにつながるという点で非常に魅力的だなと思いました。

一方、啓林館は、巻頭のところに、1年生で、一回り小さいページで「がっこうだいすき」1年生というのがありまして、児童が入学に伴って不安とか期待があると思いますが、そういったところに沿った工夫が見られるなと感じました。

また、デジタルコンテンツも豊富で、内容も、児童が興味・関心を持ちやすいものが多いなと感じました。

具体的な学習の場面を想像すると、啓林館のほうがやや活用しやすいのかなと感じました。

それでは、まとめますと、福田委員は、東京書籍と啓林館、両方甲乙つけがたいということで、それ以外の方は啓林館ということですので、啓林館でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、生活科は啓林館にさせていただきます。

続きまして、音楽になります。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 児童が主体的に学ぶための工夫や学習の見通しを立てるための工夫についての意見が出されておりました。

また、楽器の扱い方の説明が児童にとって視覚的にもわかりやすいものという視点で意見がございました。

以上でございます。

○加藤教育長 それでは、小川委員の意見になります。

「教育出版がよいと思いました。題材の構成がシンプルで、子どもたちが音楽からイメージを膨らますのを邪魔しない構成だと思いました。日本の伝統芸能家や作曲家も教科書内で取り上げられており、身近に感じやすい構成になっていると思います。また、デジタル教材も、学びのリンクで

まとめられており、使いやすいと思えました」。小川委員は教育出版ということです。

ほかの委員、いかがでしょうか。

○清水委員 教育出版、教育芸術社とも非常にいい構成になっていますし、工夫も凝らされていると思います。ただ、現場での使いやすさが音楽の場合は非常に大切かなと思ひまして、現場の推薦が多かった教育出版がよろしいのではないかなと思ひました。

以上です。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

○坪井委員 双方とも非常に工夫してあるんですけど、同じ曲目でどういうページをつくっているのかなというので見つかったのが「おぼろ月夜」の写真です。教育芸術社が6年生で12ページの「おぼろ月夜」、教育出版は10ページの「おぼろ月夜」があります。この写真を見て、「おぼろ月夜」ってどっちだろうなと見たんですけど、イメージとして私は教育出版の写真だなと思ひていました。「われは海の子」がありまして、同じ6年生で教育芸術社の45ページ、教育出版が22ページです。この写真も、「われは海の子」のイメージからすると、教育出版の写真が「われは海の子」のイメージだなと思ひ、音楽と視覚的なものは、特に童謡の場合はとても重要だと思ひていますが、その意味で教育出版のほうが、自然に写真が展開されているなと思ひたのが1つです。

それから、取り上げられているさまざまな曲目は、学習指導要領で決められたものは、もちろんどちらも使っていますが、それ以外で、これは好き嫌いはあるかと思ひますが、教育出版のほうで「ハンガリー舞曲」とベートーベンの「運命」、ジャズのほうに「ラプソディ・イン・ブルー」、ミュージカルの「Climb Every Mountain」が使われている。非常にいろんな目配りができていて、楽しい音楽を使っていらっしゃるなと思ひて、音楽を楽しむという意味からいって教育出版を使ってもらえたらなと思ひました。

○福田委員 扱っているものもほとんど同じというか近いですし、個人的には、まさに視覚的なものでいうと、教育芸術社のほうが好きだった。音符が、余白もあまり設けずにドーンと使っているから、こっちのほうが個人的には見やすいのかなと思ひながら、何の先入観も持たずに選んだ。もちろん現場の声はおいておいて、個人的には教育芸術社さんのほうが好みではあります。

○加藤教育長 それでは、私ですが、教育出版と教育芸術社、先ほど写真の話もありましたけれども、それぞれ工夫されていて、おのおのいい点があるなと感じました。

全体を通して、指導する教員の視点で見させていただきました。そうしますと、教育芸術社さんは、キャラクターの吹き出しコメントが随所にあって、音楽が苦手あるいは苦手意識を持っている

児童にとっては、気づきにつながってさまざまな点で考えることにつながっていくのかなと思います。

一方、教育出版さんですが、その点が控え目で、児童が主体的に考えることにつながるのかなと。指導面においては、先生のほうで児童の考えを広げていけるという利点があるのかなと思います。

音楽は、基本的な事項を押さえるのも大事ですけども、児童の自由な感性を大切にしたいなど私は思っております。そういった点でいうと、児童みずからが考えて、教員の工夫次第で児童の考えが広がるという意味では、教育出版さんのほうがよいのかな、比較した場合にはそちらのほうが若干よいのかなと感じました。

そうしますと、福田委員は使いやすいと感じたということで教育芸術社。そのほかの方は、いろんな観点から教育出版ということで、教育出版の意見が多い状況ですので、教育出版ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、音楽については教育出版にさせていただきます。

続きまして、図画工作になります。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 児童が作品への興味・関心や制作意欲を持てるような工夫についての意見が出されました。

また、児童が主体的に学習を進めることができるような学習のめあての取り上げ方や、視覚的にわかりやすい制作過程についても話題になっておりました。

以上でございます。

○加藤教育長 小川委員の意見になります。

「開隆堂出版がよいと思いました。作品の工程が理解しやすい構成になっていました。巻末に掲載されている道具の使用法、ペンチ、段ボール加工、彫刻刀なども豊富に掲載されている点もよいと思いました」ということで、開隆堂出版がよいという意見になります。

それでは、委員の方、お願いします。

○清水委員 私も開隆堂出版を推薦したいと思います。学習のめあてということで、3つの目標をそれぞれの項目に立てて、ここでは何を目標にしているかをしっかり示しているというところが主体的な学習をしていくのに非常に有用ではないかなと感じました。

以上です。

○加藤教育長 ほかの委員、いかがでしょうか。

○坪井委員 私も開隆堂のほうを推したいと思っています。開隆堂のを見ていますと、学習指導要領にこういうふう決めてあること以上に、生き生き、わくわく感というのを子どもたちに感じさせる写真がすごくたくさん載っているなど感じたんです。

もちろん、日本文教出版のほうにも写真はたくさん載っているんですけども、比べていったときに、子どもたちが見てそれぞれの単元で、わくわく、ドキドキ感、自分たちもやってみよう感、そういう気持ちに火をつけるような写真が使われているなど思いました。

先ほど清水委員おっしゃったように、それぞれの学習のめあてがきちっと最初の単元に、「くふう」、「ひらめき」、「こころ」という形で3つのキャラクターを使って書かれているというのも、なかなかおもしろいなと思いました。

○福田委員 私も開隆堂さんなんですけど、文教出版さんも、どちらも、学習のめあてとか、その後の片づけとか、合わせて学ぶこと、振り返りとか、ポイントはいろいろ細かく記載されていますが、本当にわくわく感だけの問題というか取っつきやすさ、図工って何でやるんだっけと思いつながら子どものときに図工室に移動するのは面倒くさいなど思っていたことを考えると、取っつきやすさは大事ななとは思いますが。

そういう中での記載しているポイントの掲示の仕方は開隆堂さんのほうが上手かなと思って見ていました。

○加藤教育長 私も、2社を比較しますと、どちらも作品の数とか具体的な写真は同じような感じですし、作成の過程の写真とか感想が豊富で、作品づくりのイメージがしやすいなということで迷ったんですが、ただ、開隆堂さんのほうは、先ほどもありましたが、やはり学習のめあてが端的でわかりやすいなというところは感じました。

それと、実技の解説が丁寧で、子どもが実践するときの手助けになる、参考になるなど感じました。

デジタルコンテンツも見させていただいたんですが、かなり充実しているなというのも感じたところです。

そういった意味で、両方ともいいんですけども、比較すると、開隆堂さんのほうがいいのかなと思いました。

では、全員一致で開隆堂出版ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 続きまして、家庭になります。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 児童が主体的に学習を進めることができるような学習のめあてのことや活動の流れがわかりやすいレイアウトについて話題になっておりました。

また、身近な暮らしに学んだことをどう生かしていくかという視点でのご意見がございました。

以上でございます。

○加藤教育長 それでは、小川委員の意見になります。

「開隆堂出版がよいと思いました。各題材がスリーステップで展開されており、手順の説明も丁寧でよいと思いました」。小川委員は開隆堂というご意見です。

それでは、委員の方。

○清水委員 私も開隆堂ということで、生活の見方、考え方をまず4つの視点であらわして、さらに各項目を3つのステップとして上げています。これはやはり目標を定めやすく、主体的な学習につながるのではないかなと思います。

以上です。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

○坪井委員 私も開隆堂のほうを推したいと思いました。同じ単元でジャガイモの皮むきとミシンのところを比べてみたんです。ジャガイモは開隆堂では14ページ、東京書籍では22ページにありました。どちらも、左から右にこういうふうに流れていくという写真はあるんですけども、比べると開隆堂の写真の流れのほうが、東京書籍のは言葉が多いからそう見えるのかもしれませんが、単純に書いてあって、左から右への流れがよくわかるなと思ったんです。

ここでおもしろかったのがジャガイモのゆで方が違うんですよね。東京書籍は、先に皮をむいてからゆでるという方法になっていて、開隆堂は、皮のままゆでて後で皮をむくとなっている。そういうことってあるんだなと私、初めて知りました。人によって違うんだけど、学習指導要領って、そんなの定められてないんですね。ジャガイモのゆで方をするというだけで、料理によってどちらもあり得る。これはおもしろいなと思いました。

ミシンですけど、東京書籍が72ページ、開隆堂が40ページです。これも、字の多さでしょうか、子どもが見ていく流れとして、開隆堂は左から右へ見開きで見えていく。下の段に4、5、6といく。東京書籍は、縦横、縦縦、次のページみたいになる。見開きで進まない。子どもにとっては開隆堂の編集の仕方のほうが見やすいだろうなと思った次第です。ですので、開隆堂出版を推したいと思います。

○福田委員 私は実は東京書籍さんのほうが見やすいなかなと。1個1個の項目の解説等はどちら

もすごい工夫で、写真もあってわかりやすくまとめてくださっているなと思ったんですけど、最初に拝見したときにも見て思ったのは、最初の見開き、家庭科というものが今後どういう学習のステップを踏んでいくんですかというのは、東京書籍さんのほうがわかりやすいなと思っただけなんです。

もちろん開隆堂さんもわかりやすく書いてくださっているんですけども、より細かくわかりやすく書いてくれているのは東京書籍さんかなと思った。自分もこの科目で何を目的に学んでいるかというのはあまり意識してなかった。どういうステップでどういうプロセスで今自分は進んでいるのかというのはあまり意識してなかったなというのが思い出される。こういうのを見ていたらまたちょっと考えも違ったかなと思わせてくれたのは東京書籍さんのほうだと感じました。

以上です。

○加藤教育長 私は、先ほど福田委員が言われたように、導入の部分も大事だと思いますが、家庭科はやっぱり実技を伴う教科なので、実技の面でどっちが使いやすいかなという視点で見させていただきました。

2社比べると、先ほど坪井委員のお話がありましたけれども、開隆堂のほうが実技をするに当たっては扱いやすいのかなと思いました。

先ほどミシン、ジャガイモの話がありましたけれども、それ以外のところでも活動の流れが左から右に統一されていて、背景の色も工夫されているので、全体の流れが見やすいし、見通しを持って活動が進められるのかなと感じました。

実技ということで動画のコンテンツも短いものでしっかりまとめられていて、使いやすいのかなと思いました。

それと、教科書展示会でいただいた意見を1点だけご紹介させていただきますと、開隆堂のほうで、調理、裁縫などの手順がわかりやすいという意見もいただいているところです。

それでは、家庭科については、福田委員は東京書籍、それ以外は開隆堂ということで、開隆堂でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、保健になります、説明をお願いいたします。

○教育指導課長 学習の進め方や課題解決に向けた主体的、対話的な学習について話題が上がりました。

また、教科書に書き込めるほうが学習者は取り扱いやすいという視点から、紙面構成についてご意見がございました。

さらに、本区ではがん教育に取り組んでおりますので、その扱いについても話題になっておりました。

以上でございます。

○加藤教育長 それでは、小川委員の意見になります。

「どれもとてもよくまとまっていると思いました。あえて1つ選ぶとしたら学研がよいのではないかと思います。科学の目というコーナーで客観的に説明したり、保健の箱というコーナーで、発展的な内容を取り扱ったりしており、興味・関心が広がる工夫がされていると思いました」。小川委員は学研というご意見です。

それでは、委員の方。

○清水委員 私も現行の学研を推薦したいと思います。書き込みやすいということに関して、現場での意見で、これは有用であろうというところがありましたので、そうなのかなと改めて思った次第です。

がん教育もさることながら、今話題の感染症対策、この辺も非常に重要だと思いますが、これもしっかり書かれているような気がしました。

私のほうからは以上です。

○加藤教育長 ほかの委員、いかがでしょうか。

○坪井委員 今どの本もユニバーサルデザインというんでしょうか、いろんな国の子どもたちが学校の現場にいるということをごんな教科でもしているんですけど、特に保健では、肌の違いのある子どもたちがしょっちゅう出てくるということをするんだなというのを思いました。そういう意味ではどの教科書もそういうことをやっぺいらっぺいしますけども、東京書籍は、表紙から多国籍あるいは障害を持った子どもが中心になるという形で教科書のページが使われているんですね。打ち出していくテーマというか、それが絵からはっきりわかるという感じがいたしました。

書き込みやすさからいうと、東京書籍と学研、いずれも書き込む箇所がとても多くなっていて、書き込めるという意味ではいずれも書き込める部分が多いんじゃないか。恐らく学研のほうが、幾らか書き込めるスペースが広がっていたり、罫線があつて書きやすかつたりということはあるのかもしれないと思いました。

ただ、これはほかのところと比べてわけではないんですけども、LGBTQ とか性についての扱

いが学研はすごくシンプルだったので、ちょっともったいないなという感じはしたということはありませんが、全体からいうと学研、今使っているのも学研ですし、それを取り立てて変更しなければいけない理由にはならないと思いました。

以上です。

○**福田委員** 私も、東京書籍さんと学研さんかなと思って見ていました。正直、どちらか甲乙はつけがたいです。今、採用されている学研さんが安定感はあると思うんですが、個人的には、ここまで書くスペースって要らないんじゃないかな。もちろん書くことでその授業に集中するということもあるんですけども、学研さんほど書くスペースを用意しなくてもいいんじゃないかなと。それよりはもうちょっと写真とかイラストとかを大き目にしたほうがいいんじゃないかなと感じたところで、どちらかというとな東京書籍さんのほうが好みではあります。

○**加藤教育長** 私も、どれも甲乙つけがたいなと全体を見ていましたが、結論から言うと、現行の学研がよいのかなと思いました。

説明のイラストとかもわかりやすく、児童が理解しやすいなと感じました。

あと、資料が若干少な目なんですけど、逆に言えば厳選されていて、学習に集中できるのかなと思いました。

あと、書き込み欄の話がありましたけれども、保健の場合ノートを使わずこの1冊の中で完結するという意味においては、ある程度書き込み欄があって、これ1冊で保健の学習が完結できるものがよいのかなと。そういう意味でも学研さんは書き込みしやすい工夫がされているなというのは感じました。私は現行の学研さんでいいのかなと思いました。

それでは、まとめますと、福田委員は、学研も悪くはないけれども、東京書籍。それ以外の方は学研という話で、学研でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○**加藤教育長** それでは、学研にさせていただきます。

続きまして、外国語になります。説明をお願いいたします。

○**教育指導課長** 5年生から書くこと、読むことの学習が始まることもあり、教科書への書き込みについてご意見が出されました。

また、付属している辞書については、児童にとって使いやすさ、実践的であるかどうかについてご意見が出されました。

以上でございます。

○加藤教育長 小川委員の意見になります。

「東京書籍がよいと思いました。他社に比べライティングが充実していると思います。回答を線で結ぶ、単語を書くだけにとどまらず、文章で記述する問いかけが多く、学力の高い文京区の子どもたちに適していると思いました」。東京書籍というご意見です。

それでは、ご意見をお願いします。

○清水委員 私も東京書籍を推薦したいと思います。教えやすさ、学びやすさ、この辺からいくと、現行であって、なおかつ現場の推薦が多いこの東京書籍がよろしいんじゃないかなと思います。

あとは、中学校への接続に関しても、意識したつくりとなっているのではないかなと思います。以上です。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

○坪井委員 私も、東京書籍ですね。NEW HORIZON ですよ。いいのではないかと。現在使っているというのですが、東京書籍のディクショナリーのほうを見ました。ほかのディクショナリーを別冊にしているところもそれなりに中身が充実しているんですけど、本と同じ大きさを持って歩ける辞書になっている。5、6年で1冊になっているということがあって子どもたちに使いやすいんじゃないかなと思いました。クラウンは教科書に比べて辞書が小さいんですよ。そういう意味では東京書籍の辞書の使い方は使いやすいんじゃないかなと思ったということです。

デジタルコンテンツをいろいろ見てみましたが、東京書籍はデジタルコンテンツがかなり豊富だったなと思っていました。ということで、現在使われている東京書籍をそのまま使っていただくということをお願いしたいなと思います。

○福田委員 私も、辞書から入っているので、東京書籍さん、三省堂さん、いずれも大変お世話になった辞書です。個人的には小学校5、6年生の年代で、ライティングにそんなに、ちょっと受験勉強っぽくなり過ぎるのかなと思った。小学生が英語に触れるのに勉強じゃないという意識で触れたほうが絶対いいなと思ったときに三省堂さんのほうがいいのかないかなと思いながら見ました。

なので、私としては三省堂さんかなと。

○加藤教育長 私は、外国語が教科になったということで、やはり英語は4つの技能、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことがバランスよく学習できるものがよいかなと。

あと、発達段階のことも考えなければいけないので、そういった発達段階に応じた配慮がされているものということで全体の中では東京書籍さんがよいのかなと思いました。

具体的に4技能で言うと、聞くことと話すことについては、デジタルコンテンツが豊富だという

ところを感じました。読むことについては、教材の量あるいは内容も適切なものと感じました。書くことについては、教科書に書き込みがしやすいような配慮がされているなどと思いました。

別冊の辞書の話もありましたけれども、こちらも充実しているな、わかりやすいなど感じました。そういった意味で東京書籍さんがいいのかなと思いました。

それでは、福田委員が三省堂、それ以外の委員の方は東京書籍ということで、東京書籍でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、外国語は東京書籍にさせていただきます。

最後、道徳になります。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 特別の教科・道徳では、教員が指導しやすく、児童も考え、議論しやすい教材の取り扱いについてご意見が出されました。

また、文京区ゆかりのある人物に関連する教材の有無、じっくり考え、議論できるような発問内容や構成になっているかなどについてご意見が出されておりました。

以上でございます。

○加藤教育長 小川委員の意見になります。

「学研がよいと思いました。各題材において発問が2題に絞られているため教室内での意見交換の時間が十分確保できるのがよいと思いました。また、文京区にゆかりのある方も4名取り上げられており、文京区の子どもたちに親しみが持てるのではないかと思います」。学研がよいという意見です。

それでは、ご意見をお願いします。

○清水委員 まず、この事象について考えて、考えた上でさらにどのように次に発展していくかというところが重要なところだと思います。

その点でいくと、東京書籍と光村図書、学研。これは現場の推薦も同じようにはありましたけれども、どれがというのは言いづらいところのこの3社というふうに私は考えています。

ただ、学研が文京区ゆかりの文化人が、ほか1教材なのが4教材というところがありましたが、それはあるとしても、その3つに差はなしということでよろしくをお願いします。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

○坪井委員 私は光村図書を推したいと思います。いつも私の役割なんですけど、権利と義務ということについて、今回も社会科と道徳でその科目について相当考えながら読ませていただいたんで

す。先ほどは申し上げませんでしたけど、社会科での権利と義務の扱い、特に日本国憲法の中での権利と義務の扱いについては、どの教科書も間違いなくよく書かれていると思いました。基本的人権の尊重ということと、国民の3大義務である納税、勤労、教育についてきちっと書いてありまして、そこでは義務と権利の均衡ということは書かれておりませんし、基本的人権の尊重が一番大切という憲法論はちゃんと書かれていました。

道徳になりますと、学習指導要領の書き方が恐らく問題になってしまうんだと思うんです。日常生活の中では、権利と義務という形で認識されることがあまりないところを権利と義務という言葉を使って子どもたちに認識させるという学習指導要領の中の表現があって、ここで言うべきじゃなくて、この言葉を使っているとき、学習指導要領自体の問題なんだろと思うています。

法律家の感覚から言うと、権利・義務というのは法律的にきちっと、権利というのは請求できるものであり、義務というのは果たさなければ裁判ができるものを権利と義務と言うんですね。

道徳でいっている、ここで出てくる権利・義務は、学研の5年生の134ページ、30、「お客様」というところ、これは同じ教材がほかのところでも使われていましたけれども、ステージが、肩車をしたためにほかの人が見えなかったということを取り上げて、見る権利があるのなら、そのために果たすべき義務はないんだろかというような取材の仕方をしています。ここで権利と義務という言葉を使うこと自体が、法律家から言うと全くナンセンスだと思っています。権利というのは、例えば、見る権利があるというのなら、裁判でそれを主張できますかという話になってくるけれども、これは人々とともに生きていくときのマナーであったり、礼儀であったりというものなんだろかと思っています。ここで権利と義務という言葉が無理やり使うということ自体にすごく違和感があった。

その次の5年生の137ページなんですけど、ここが学研で一番問題だと思ったところで、「権利と義務を考えよう」と書いてあって、そこに日本国憲法の権利と義務を出しているんです。生存権だの教育を受ける権利、参政権とか3大義務。これと全然違う話なんです。日本国憲法で言っている基本的人権の尊重は、道徳で言う権利・義務の話ではないので、ここでこの言葉を持ってきて権利と義務と言う。先ほど、前が見えない、肩車をすることは権利なのか義務なのかということを考えさせようという教材自体がすごく残念だと思っています、これは使うべきではないと思いました。

ただ、学研はすばらしい記事を使っている。6年生の156ページです。「届け！ぼくらの願い」。これは板橋区で行われた実践例だったということで、私は知らなかったんですが、板橋区議会で初めて小学生から出された陳情が審査され、採択されたということです。サッカーができなくなった

子どもたちが陳情した。これこそ住民の権利だと思います。この記事を採用しているのは子どもたちに教えるのにすごく意義があるなと思ったんです。でも残念ながら、そこと、5年生の権利と義務のところをはき違えた記事があって、このまま学研を使っていただくのは私にはちょっと納得ができません。

光村のほうがどういう書き方をしているかという、光村の5年生の道徳です。やはり「お客様」という同じ題材が使っています。160 ページ。冒頭に「権利と義務という言葉の意味を知っているかな」とすごく小さく書いてあります。この単元で権利と義務を学ぶということかどうかわからないんです。先生たちの持っていき方次第で、「権利と義務という言葉の意味を知っているかな」。これは先生たちに勉強していただかなきゃいけないんだけど。

それとか、163 ページで「決まりは何のためにあるのだろう」。決まりとかマナーの話にちゃんと落とし込んでいるんです。最後に、権利を大切に、義務を果たすってどういうことだろうねと、考える目標にはしていますが、先ほどの学研のように、権利と義務を憲法論として書いているというような、子どもたちをミスリードするような形にはなっていない。権利と義務ということを書くと学習指導要領にある以上はここに書かなくちゃならなかったんでしょうけど、ミスリードせずに先生方がちゃんと、ご自分で本当の権利と義務の対抗性というものがどういうことか勉強していただければきちんとお話しいただけるなと思ったんですね。

その視点から学研ではなくて光村図書を推したいと思います。

もう一つ、区民の声で何度も出てきている「かぼちゃのつる」の問題です。どの教科書にも「かぼちゃのつる」が使っている。これをどうしてどこも使い続けるのかわからないんですけれども、どこにも書いてある。これを全部比べてみたんですが、学研は、18 ページに「かぼちゃのつる」の最後に、トラックがブルルと通りましたというあたりに「いたいよう、いたいよう、ああん、ああん、かぼちゃは、ぼろぼろ、ぼろぼろ、なみだをこぼしてなきました」という表現は、下の絵にちょこっと吹き出しであるんですけど、ないんです。「お日さまは、あいかわらず、ぎんぎらぎんぎらてりつけていました」という表現になっている。これはかぼちゃのつるに対する世の中のさまざまな意見を踏まえて上手に編集されているのかなとは思いました。

逆に、光村図書のほうは、1年生の道徳 25 ページ「いたいよう、いたいよう、ああん、ああん、かぼちゃはぼろぼろなみだをこぼしてなきました」で終わっているんです。調べていただいたんですが、原文は、両方入っているそうです。「いたいよう、いたいよう、ああん、ああん」と「お日さまは、あいかわらず、ぎんぎらぎんぎらてりつけていました」と、両方入っているんですって。そ

こを教科書会社のほうでどこを採用して、この物語にしているのかということがあるようではありません。

光村図書は、「いたいよう、いたいよう、ああん、ああん」というところで終わっているのですが、これは残念なんですけど。そういうことで、学研は、ほかの部分はずごくいいのに、何でこの権利と義務だけこうなっちゃっているんだろうなというので、残念に思っています。私の視点からは学研は推せないということで光村図書を推したいということです。

○**福田委員** 坪井先生の後でしゃべりづらいんですが、個人的には学研さんと光村図書さん、いいなと思って拝見はしていました。そういう意味では、どの出版社さんも扱っているものは考えさせられるものがいっぱいありました。今になってもう一回勉強したいなと思うようなものがたくさんありました。

権利と義務については、そこまで深い考察が僕にもできてなくて、ただ、専門家の方から見てそういう誤解を生じさせるような懸念があるということであれば、学研さんを推しづらい、そうなる光村さんが安定感はあるなと思いつつながら、現場からの支持もあるということであれば、私は光村さんかなと思っています。

以上です。

○**加藤教育長** それでは、私の意見ですけれども、私も道徳の教科書を見て、何個か抜き読みして、涙が出るようなものもあり、これを読んで子どもたちにいろんな心の動きがあるんだろうなと感じました。

教科書に載っている教材を通して考えを深められるということは道徳にとっては大事なのかなと。そういった意味では、児童が関心を持てるような教材がいいのかなと。

もう一つは、1時間の授業の中で行うに当たって考えを深めるということは、発問が多いとなかなか時間的に難しい。そう考えると発問の数も適切なものがよいのかなと感じました。

それと、もう一つは、いろいろな工夫がされているんですけども、教員の指導の自由度が高くて、教員が工夫して子どもとのやりとりの中で道徳を学べるものがよいのかなと感じました。

そう考えた中で私は学研がよいのかなと思いました。先ほど学習指導要領の話がありましたけれども、学習指導要領自体は、自他の権利を大切にし義務を果たすことということで、両方を別ものとして切り離しているのではなくて、権利を大切にしながら義務を果たすという内容になっています。また、指導要領の手引きの中では、「他人の権利を理解、尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、義務を遂行しないで権利ばかりを主張していたのでは、社会は維持できないことにつ

いて具体的に考えを深め、自分に課された義務については、しっかり果たそうとする態度を育成することが重要である」というふうに書かれております。

権利と義務、難しい問題だと思いますが、子どもがこれから社会に出ていく中で、権利の部分については当然主張する必要がありますが、それだけではなくて、対立概念としてではなく、主張するばかりではなく、義務の部分も履行することで社会全体がよい社会、幸せな社会になるということで、学習指導要領上はこういう記載がされているのかなと私は理解しております。また、現実の社会の中で仕事をしていく中でも、権利と義務では対立する部分がありますので、ここについては大切な視点かなと思っております。

そう考えて、両方の光村図書と学研さんを見たときに、学研さんのほうは、先ほど 137 ページの話がありました。こちらに書かれているのは、日本国憲法には国民が健康で豊かな生活を送るために定められている権利や義務がありますということで、権利・義務が義務を果たさないから権利がないんだという書き方には決してなっていません。そういう意味で、憲法に忠実にその記載を出しているというふうに私は理解をしています。むしろこういう教材の中で、子どもが実社会の中でいるんところで悩む問題だと思うので、どうやってこれを考えていくのかということのほうが大事なのかと思うと、2問の設問を見たときに学研でいいのかなと私は思いました。

この教材は同じような題材を各社、先ほど言った東京書籍、光村さん、学研が用意しています。そこは重要な部分だということで、同様の教材を使って子どもたちを、学習指導要領にのっとった部分で育てたい内容を記載していると思っておりますので、そういう意味では、ここだけではなくて全体を見た中で学研のほうの方がよろしいのかなと私は思いました。

そうしますと、結論としては、清水委員は東京書籍、光村、学研、甲乙つけがたいという話でした。光村図書さんと学研に意見が分かれているという形になると思います。

権利・義務というところだと、いろいろあるけれども、学研はちょっと問題があるという坪井委員の意見。福田委員は専門家の方が言うんだからという話だと思います。光村図書に対しては、ほかの部分でちょっと課題はあるけれども、権利・義務の部分にフォーカスすれば、こちらがいいんじゃないかという意見になっています。

大事な話なので、各委員のご意見を聞いたことを踏まえて再度ご意見をいただくことはできますでしょうか。よろしくをお願いします。

○清水委員 学研と光村ということで、坪井委員がおっしゃるのは学研の権利と義務のところの問題であるということでした。ただ、ほかの部分はむしろ学研のほうがいいのかもしれないというお

話だったと思います。この権利と義務の部分が現場で教え方によって、きちんと生徒に伝わるような教え方が可能なかどうか。あるいは絶対これがある以上はだめなのか、そこをちょっと坪井委員にお伺いしたいところです。

○坪井委員 権利と義務という言葉って、恐らく学校の先生自身もすごく混同していらっしゃるなど、この教科書選定をするたびに私は思ってきました。法律家の感覚で権利・義務といったときには、基本的人権の尊重と納税義務、3大義務はバランスの問題じゃなくて、憲法においての基本的人権の尊重をはっきりしてほしい。社会科はそうだったので、私はそこはよかったと思ったんです。

ここで言っている権利・義務というのはバランス論なんですけれども、法律家の感覚で言うと、先ほど申し上げたように、権利と言うからには法律できちっと守られて、そして裁判ができるものを権利と呼ぶわけですね。義務というのは、果たさなければ、それを果たしてないということで、何らかのペナルティがあるというのを義務と呼んでいるんですね。請求権と何とか義務、例えば、支払い請求権、支払いを請求することができるのを権利と呼び、支払わなければいけないというのは義務と呼ぶ。権利と義務はバランス論なんです。請求権があり、支払い義務がある。これの権利と義務というのは法律家的にはわかるんです。権利と義務というのは、必ず法律的に根拠づけられなければならない。皆さんの言っているように、専門家がそう言っているだけでということにいったら、学習指導要領がここで権利と義務を使っているということ自体に法律家としてはクエスチョンなわけです。

日本国憲法でいろんな権利があるんですけども、ここで使われているのは生存権と教育を受ける権利と参政権なんです。本来ならば、日本で主な権利で一番大事なのは自由の権利なんです。精神的自由であったり、表現の自由であったり、それを守られる権利ということは一切書いてない。ここだけ出てくるというのはすごく偏頗だなというのがありました。なぜここだけ出てくるのだろう。出すんなら社会科の教科書のようにきちんと書いてほしかったというのもあるんです。

権利というのは環境によっていろいろ動いていく。例えばプライバシーの権利とか、日本国憲法にも置いてないじゃないですか。でも、それって、世の中が動いていく中でプライバシーを侵害されるというのは人権侵害だということが出てきて、そしてプライバシーの権利というものが打ち立てられていき、裁判基準としてプライバシーの権利を保障せよということを請求できるようになっている。今はプライバシーの権利って、きちっと権利としてなっている。子どもの権利もそうで、子どもの権利というときには子どもが学習権を持つ、あるいは遊ぶ権利を持つ、休む権利を持つ。

これは子どもの権利条約できちんと保障された法的に請求できる権利なわけです。そういうのを権利と呼んでいるので、ここで使われている、見えないから肩車をして見る権利とか、それをおろせというのを義務と言うか。権利と義務という言葉は、そういう範疇じゃないんですよ。

今私がお話ししているようなことは、先生方がみんな理解されているかということ、恐らく理解されてないだろうし、私もどう説明していいか、この教科書選定のたびに悩んできて、今たどりついている説明の仕方が今の説明の仕方です。現場の先生たちにきちっとなかなかお届けできない、お伝えできないことだなと思っているんです。

そうすると、教科書にこうなっているものを現場の先生たちがご覧になって、社会科は別ですよ。日本国憲法は社会の教科書を引用して何かになるだろうけど、そうじゃない以上、これを権利と義務として子どもに教えちゃうんじゃないかなという不安がある。だから、肩車して見るのは権利でしょうかと言っちゃうかもしれない。そんなを権利じゃないですよ。わがままですよ。肩車して子どもに見せる権利なんて守られるべき権利じゃないと思っています。だけど、それを権利とし、そのために果たす義務としてというふうに言われると、物すごく違和感がある。

○加藤教育長 1つは、173 ページに、主な権利ということで、生存権、教育を受ける権利、参政権。自由が一番大事なのに何でないのかという話ですけれども、小学校の5年生ということで、参政権、主権者教育だったり、教育を受ける権利。まさに自分たちの現状、生存権、そもそも一番大事なところということで憲法に書いてあるので、どれが一番大事という話じゃないと思うんですけれども、わかりやすいところの例示で出しているのかなというのは思いました。

権利・義務で、確かに、言われているように、肩車をする権利があって、義務がというのは、厳格に定義すればそれは違うというのはわかります。請求権の問題とかあると思います。そうやってくると、各社この教材を使っていること自体がだめだということになってしまいます。学研さんで権利・義務という言葉を使っているように、ほかでもみんな権利・義務という言葉を使っていますから、そもそも権利・義務というものはこういったことにはそぐわないんですよとなると、この教材自体は使えないということになりますし、ある意味、権利・義務という用語の定義を言っているのではなくて、先ほど言われたように、両者のバランスをしっかりと考えて社会生活の中で上手に他者と協力しながら生きていきたいと思いますというのが学習指導要領の趣旨だと思います。それを権利・義務という言葉を使うことによって勘違いされちゃうということであれば、この教科書は全部使えないということになりますので、学研がいい悪いとか、光村がいい悪いという話ではなくなってくるのかなと、今話を聞いていて思いました。

○坪井委員 光村の方、どうやって書いたかわかりませんが、先ほど申し上げたように、物すごく小さく書いていらっしゃいますよ。

○加藤教育長 光村さんは、163 ページで、権利を大切にし、義務を果たすってどういうことだろうねという話ですね。そうすると権利と義務の定義がもし違っているのであれば、これを前提にそういうふうを考えさせるということ自体が間違っていることになっちゃいますよね。

○坪井委員 だから、ここで言っている権利と義務ってということじゃないんだよ、世の中で言っている義務はこういうことだよ。でも、こういうところで自分のしたいようにわがままにしていとか、みんなが困っているのにマナーを守らなくてもいい、そういうことじゃないんだよと、教えてあげることができると思うんですよ。

○加藤教育長 それは学研も一緒だと思うんですよ。

○坪井委員 学研のこれだったら無理じゃないですか。だって、見る権利と言ったら、行動の自由じゃないですか。そこと比べ合わせての権利が全然ないんですもの。

○加藤教育長 見る権利とどこかに書いてありますか？

○坪井委員 見る権利があるのなら何か変だな。135 ページの題材。「私はお金を払っているんだから、見る権利があります。お客様なんですよ」と、権利を主張したわけですね。それって、権利じゃないよねというふうに指導してくださるんならいいんだけど、これが権利の1つで、その見る権利を主張しつつ、周りの人たちとのマナーを守ろうって、どうやって意味づけるんだろうなと私はわからない。見る権利って、この人が言っちゃっていること自体、異議申し立てを。

○加藤教育長 そうすると、教材の中に権利・義務という言葉が入っているか入っていないかということですか。

○坪井委員 見る権利というのは、どっちも書いてあるんでしょう。光村も言っているんですね。光村も権利・義務が入っているからこそ権利と義務なんだろうと。

○加藤教育長 光村さんで言えば、権利と義務という言葉の意味を知っているかなという投げかけを。

○坪井委員 今のところ、「見る権利があるんなら、そのために果たす義務はないんだろうか」というのは光村さんにも入ってないですね。男の人が「遠慮してください。納得できないなら、私たちはお金を払って入場しているんです。お客様なんですよ」と書いているので、学研のように、この男の人が「見る権利があります」とは言っていないんです。同じ題材だけど。権利と義務は、原文の中に使っていない。

○加藤教育長 原文の中に使っていないんですけど、その後のところでそういった話にしちゃってま
すよね。

○坪井委員 「義務を果たすことって、どういうことだろうね」と言っているだけで、この題材か
ら離れていたという話もできる。光村のほうはそういう書き方をしている。私、それ、気がつかな
かった。見る権利と書いているのは学研なんですよ。「見る権利があります。お客様なんですよ」、
これ、同じ人が書いてあることになっている。文部科学省の原作だから、改作しているんだ。

○加藤教育長 両方一緒ですよ。文部科学省原作なのは、光村さんも文部科学省原作、ゴトウノリ
ユキ絵と書いてある。

○坪井委員 もともとの見る権利というのはどっち。原文には入っていたのかどうか分からない。
見る権利という言葉は光村さんの中には入ってないですから。

○加藤教育長 そうですね。こちらは改作と書いてありますね。

○坪井委員 そうそう。こちらは「何か変だ、見る権利があるのならそのために果たす義務はない
んだろうか」と、136 ページの7行目に書いていますから。

○加藤教育長 光村さんのほうが原文で、お客さんは権利・義務という言葉は使ってなくて、学研
さんのほうが文部科学省で、資料より改作ということで、権利・義務という言葉が入っているとい
うことですよ。子どもにとってわかりやすい言葉として使ったんだと思いますね。

○坪井委員 光村さんは、そこは慎重なんだと思う。これは権利じゃない、これは義務じゃないと
いうことを理解している人がこれをつくっている。それは書いた人に聞いてみないと分からないで
すけど。

○加藤教育長 この教科書から見るとそういうことじゃないかと推測できるということですよ。

○坪井委員 物すごく残念ですが、皆さんがそれでも学研とおっしゃるんだったら。とことん抵抗
するわけじゃないですけど、これだけの問題性のあるものを……。

○加藤教育長 違いとすれば、原文の中に入っているかどうかという部分だと思うんですよ。137
ページのところは憲法の解説ですから、これによって権利と義務が相対する概念ですよということ
じゃなくて、日本国憲法には大切な権利・義務が定められていますというだけですので、原文の中に
むしろ意図的に入っているか、それとも原文のままかというところの差だと思うんですよ。

○坪井委員 これはちょっとわからないですね、調べてみないと。原作は出るんですか。

○加藤教育長 原作は多分、光村さんのほうが原作と書いてありますし、学研さんのほうは資料よ
り改作と書いてありますから。多分、そのところを子どもに理解しやすいように直しているんだ

と思いますけど。

○坪井委員　そこで一般の市民も、わがままばかり言うな、義務を果たせということをしごく使うんですよ。「権利、権利と言うな。義務を果たせ」と、どこでも使われる言葉になっちゃっていて、権利と義務の言葉のはき違いの中で弱い人たちが攻撃されていっちゃう。子どものときから誤解を入れるような道徳をしてほしくないというのがしごくあって。

○清水委員　坪井先生に1つお伺いしたいんですが、教えるのが非常に難しいということで、光村のほうがまだ良いとして、光村ならきちんと教えられるのでしょうか。

○坪井委員　権利と義務という言葉を使わなきゃいけないというふうに思って先生たちがお調べになれば、それなりの表現はあるでしょう。しかし、この中に権利と義務はないので、「見る権利とその義務とは何でしょうか」みたいな問いは立たないですよ、この教材では。

○加藤教育長　指導するに当たって、バランスを考えて、自分だけではなくてみんなが幸せになるにはどうしたらいいだろうかという話を進めるに当たって、権利・義務という言葉を使わないで指導するとしたら、具体的にどういうふうに指導できるのかというところで、光村さんも使ってはいないですけど、権利を大切に義務を果たすということってどういうことだろうと、権利・義務という言葉をやっぱり使っているんですね。これがほかの言葉で置きかえられない限り、子どもに指導するときは権利・義務という言葉で、それ以外の言葉がないとそれしか説明しようがないのかなと感じますけど。

○坪井委員　私は、説明のしようはあると思っているんです。学校の先生たちに要求するという意味じゃなくて、違うと思っているんです。

題材としては、6年生の東京書籍の120ページ、権利と義務、「ピアノの音が」というのがあります。実際にピアノの音の騒音がマンションで起きた。それぞれに権利があると同時に、お互いが気持ちよく生活するために努力する義務がありますというような書き方をしています。これだって私は権利と義務って言うのかなと。でも、これは裁判沙汰になるかもしれない。騒音による被害と平穏な住環境を守る権利になることなので、権利・義務と言ってもいいのかもしれないと思いました。

○加藤教育長　こういう場合以外、権利・義務は使えないというのは法律上はわかるんですけど、そうすると、発達段階に沿った教材が大事かなと思っていますと私が最初に言ったように、5年生の子どもが権利・義務を使わない中で他者とのバランスを持って生活する必要があるというところを考えさせる言葉として……。

○坪井委員　例えば、自由とマナー。あなたたちには何もしていいという自由は人間として保障さ

れています。でも、共同生活を営む上ではマナーやルールというものがないと人間は生きていけないんですという意味の自由とマナー、自由とルールという意味であれば、道徳的なんですよ。法的なことじゃないから。基本的に言えば基本的人権の尊重と同じ、行動の自由とか表現の自由と同じなんですけど、それぞれの人がみんな自由を持っている、あらゆる場面において。だからといって共同社会なので、そこで他の人に迷惑をかけるようなマナーを守らないという行為は共同社会を破壊するんだよと。ともに生きていく共生社会の中でマナーを守る、人に礼儀を払う、みんなで作ったルールは守るということが共生社会を位置づけていく上ではとても大切なことなんだという表現は受け入れる。

○加藤教育長 わかりました。そうすると、どの教材を使うにしても、権利・義務という言葉は使わず、自由とマナーという言葉で置きかえないとだめで、原文のところがないほうがまだいいという意見ですね。

○坪井委員 でも、自由とマナーと使っている教科書はないですからね。なので、学校の先生たちがそれを理解して使って……。

○加藤教育長 実際学校で指導する現場として、5年生の児童にそういった教え方でこの教材の意図している部分、意図しているというか、いろんな考えがあっただけなんですけれども、現場でうまく説明できますかね。

○教育指導課長 うまく説明できるかというか。今最初に教育長がおっしゃったように、当然我々教員は学習指導要領に基づいて指導することになっているので、さっき坪井委員も教育長もおっしゃっているように、学習指導要領上、「自他の権利を大切にし、義務を果たす」と書かれている以上、教員たちはそのことを意識して指導することには事実だと思います。ただし、今、坪井委員が言ったように、「自由とマナー」という言い方を含めて指導するかということについては、もちろん我々としてもそこは教育委員からそういうご指摘をいただいている以上は、そういったことについても学校に働きかけるということはしていかなきゃいけないかなと思いますが、一方で、学習指導要領上こう書かれている以上、その義務と権利ということは触れざるを得ないと思います。

○加藤教育長 一番懸念されるのは、「自由とマナー」、確かにそういった表現で置きかえられるかなと思いますが、例えば、光村図書さんに決めてこの教材を使ったときに、教材の中にはそういった表現はされていませんが、最初のところに、「権利と義務という言葉の意味を知っているかな」、「権利を大切に、義務を果たすってどういうことだろうね」という投げかけがされていて、この言

葉を一切使わず、「自由とマナー」ということで指導したときに、子どもは相当混乱すると思うんですよね。もし言うのであれば、権利というものはもっと深くこういうものですよ、義務はこういうことなんですよというところまで踏み込んで教えた上で話をしないと、教科書には「権利と義務」と書いてあって、その言葉を使わないで「自由とマナー」という話をしたときにそのつながりをちゃんと理解しないと、そもそもこの教材で考えを深める以前のところでちょっとわからないなという話になりかねないと思うんですね。

○坪井委員 おっしゃっていることはよくわかるんですけど、例えば、光村の同じ5年生の146ページに子どもの権利条約というのがちゃんと入っているんですね。

○加藤教育長 光村は5年生で子どもの権利と、6年生で世界人権宣言が入ってますね。

○坪井委員 権利というのはこういうことなんだよということは、「権利と義務って何だろうね、146ページを見てみて。あなたたち一人一人には国が保障する権利があるんだよ」、そういう形で使えるんですね。「権利ってそういうことだよ。あなたたちがこれを侵害されたら国に対して裁判を起すことができるんだよ。そういうものを権利と言うんだよ」ということは、権利条約の解釈として言えるわけです。

○加藤教育長 先ほど社会科の副読本という話がありました。副読本はもっと踏み込んでいて、見開きの2ページでかなり厚く書いてあります。その背景と実際に生きる権利、育つ権利、それが具体的にどういうものか。これは社会科の副読本の4年生で、しっかり勉強する部分なんです。だから、子どもの権利が何かというところは、その前段として学んだ上で5年生のここの道徳で、先ほど言ったような価値観、価値観という言い方はあれですけど、社会の中でみんながどうやって幸せに暮らしていくかという調整の部分を学ぶということだと思うんですよね。

○坪井委員 そうなんです。調整原理であることは間違いないですけど、権利と義務は、社会科が先ですかね。さっきの基本的な人権の尊重は6年生ですよね。

○加藤教育長 社会科は4年生のときに、副読本の「わたしたちの文京」の中で子どもの権利条約を学ぶというところがあるので、4年生の教材の中には子どもの権利条約が入っています。

○坪井委員 社会科の4年生の教材に子どもの権利条約って入っているんですか。この副読本のここはどのときに使うんでしょうか。

○加藤教育長 4年生のときに。

○坪井委員 子どもの権利条約の副読本の138とか139というのは4年生のときに使いますか。

○教育指導課長 3年生で。ただ、そこは今言ったように副読本なので、やはり教科書が主たる教

材なので、教科書に書かれていることをベースに補うということなんですよね。

○坪井委員 教科書では子どもの権利条約が出てくるのはもっと後ですよ。4年生では出てなかったと思ったんですけど。

○教育指導課長 3年、4年と書いてありますけど、今、正確に把握してないんですけど。

○坪井委員 今ここで私が頑張ったところで、教科書の中の記載が変わるわけではないので、その問題性があるということをきちっと理解をした上で教科書を使っていただくということを教育委員会から各学校にきちんとして提示いただきたいというのを。

○教育指導課長 ただ、これはあくまで道徳の授業なので、そもそも今言ったように、義務だ権利だということを教えるというのは本来の道徳の趣旨からいってそぐわないですよ。冒頭お話ししたように、子どもたちが考え、議論することですし、現に大人だってこれだけ議論になっていることですから、それだけ難しいテーマだということは事実だと思います。ただし、さっきから言っているように、学習指導要領上は位置づけられているということからすると、その道徳的価値について触れさせることが学校で行わなければいけないことなので、あと、この教材を通して子どもたちがどのように考え議論するかを教員はサポートするということですね。その中でどういう子どもたちの意見が出てくるかによってアプローチは当然変わってくるわけです。先ほどから言っているように、自他の権利を大切に、そして義務を果たすということに触れることが学習指導要領上位置づけられている以上、やはりそれは取り扱わないわけにはいかないということです。

○坪井委員 そこに過ちの種が入っているから。わかりますよ、現場でそうしなきゃいけないというのは。

○教育指導課長 それを補完する形で社会科、もっと先に行けば、発達段階でどこまで扱えるかということもあるじゃないですか、その先のことでいうと、例えば中学校の取り扱いになってくると、個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識するということになるんです。だから、そこまでの発達段階にいけば、いろいろな経験や知識が今当然ある中で、そのことを正確に認識させられるということになるわけですから、そこはよりよく生きていくためにどうするかを子どもたちが法との関係も含めて考えていくということになると思います。

○坪井委員 そういうことを先生方にきちんとレクチャーするのはどこがやることなんですか。道徳の授業において。

○教育指導課長 最終的には学校長がいるわけなので学校長ですけど、当然そこを指導することは

教育委員会の仕事ですから、先ほども言ったように、教育委員からそういうご指摘がある以上、仮にこの教科書を採択するとなっても、そういったところについては十分配慮した指導を行うようにということは申し添えないといけないと思います。

○加藤教育長 ほかの委員の方、いかがですか。

○福田委員 多少法律をかじった者としては、坪井先生のご懸念は重々理解できるんですけど、ただ、専門的に使う言葉と一般的に広義で使われているものは、多少差はあるなど思っていて、例えば、僕らのビジネスの世界で言えば、資本と言ったら使い方は皆さん曖昧だと思うんです。でも、我々専門家から言わせるとすごい違和感のある使われ方することも結構あったりします。そういう意味ではここで言っている権利・義務というのは、広義での権利・義務。法的に突き詰めると確かに。法的な定義と一般的な定義というのは多少違って、言葉というのは発展してきていると思うので、大人でも理解できないことをここで詰めちゃうと。確かに子どものときからそういうのを言い含めるのはすごく大事なことなのかなと思いつつも。

今、光村さんにするか、学研さんにするかという話はちょっと置いておいて、今その視点で教科書をはじくはじかないというのはなかなか難しいのかなと思います。というのは、本質的なところでは、私自身、坪井先生と同じレベルまで理解が達してないと思うので、これ以上この採択に際して議論するのはなかなか難しい。もちろんこういう議論があったということを現場に伝えていただくことに意味はあるとは思いますが。そこは坪井先生にちょっと譲っていただきつつ、一般的な権利・義務という言葉で、多分ここにいる皆さん、そんなに違和感なく捉えた。私もそうやって捉えたので、そこは専門家としての気持ち悪さはある程度飲み込んでいただきつつ……。

○坪井委員 専門家としての気持ち悪さだけだったら私だって引くんですよ。だけど、実際に子どもの権利条約批准を目指してずっとこの30年間やったきた中で何を言われてきたか。「権利、権利と言うな。子どもは義務も果たさずに、子どもの権利保障なんかできない」というのが学校現場からの一番大きな声だったんです。ほかの福祉の現場なんかは、子どもの権利保障はすごくわかってくれた。教育現場が一番わからなかったんです。

学校の先生たちにしてみると、ただでさえ大変な子どもに権利を与える。そんな子どもたちにはまず義務だ。学校へ来る義務とか先生の授業を聞く義務、みんなのルールに従う義務、教室内の和を乱さない。前にあった記事で、リレーの選手を決めるみたいな、ああいうのを義務とするという発想法が教育現場では物すごく強かった。今少しずつ少しずつ変わったきているけれども、申しわけないけど、一番遅れているのが教育現場ですよ。児童福祉の現場では子どもの権利保障は、虐待

があったから、そこから子どもの命を救えというのが物すごい命題になったじゃないですか。なので、児童の権利条約が一番進んでいるのは児童福祉の現場なんです。少年非行の現場とか。だけど、学校現場が一番遅れているんですね。

なので、一般にそう使われているからいいじゃないかとやっちゃうと、同じことが起きてくるんですよ。君たちの権利はあるけれど、子どもの権利条約の権利はあるけれど、君たちはまず義務を果たさなきゃいけないんだよということが、一般的に使われちゃっている。

私はその懸念なんです。専門家としてというだけじゃなくて、もちろん専門家としてもありますよ。でも、そこでのこだわりというよりは、実際に権利というものが今みたいな義務論で抑えつけられてきた歴史があるので、子どもの権利に限らず、表現の自由も含めて。そこが怖いんです。

○加藤教育長 坪井委員の言うとおりでと思います。ただ、それを5年の子どもに道徳の中で教えるのは無理だと思うんですね。違う場面でしっかりそれは教えるべきことであって、この教材の中で、両方とも権利・義務という言葉が使われていて、そもそもそれがおかしいんだというところから始めると、この教材自体が成り立たないし、教育として学習指導要領に基づいてやるというものもありますけれども、やはり社会に出たときに子どもが遭遇した場面で必ずこういうことはあると思うんですね。そのときにどう考えるか。いろんな意見があるんだということを子ども同士が話し合う中で感じるのが大事だと思うんですね。

そうすると、文科省が言っているからということではなくて、この教材を外すというのはちょっとよくないのかなと思うんです。権利・義務という言葉ではなくて、バランスをとって他人と上手に生活していくということはどこでお互いに譲り合うかというところはやっぱり学ぶ必要があると思うんです。それにとってはいい教材だと思うんです。ただ、権利・義務という言葉が使われているから嫌だということだと思うんですが、そうすると、この教材自体が全部使っていますから、そもそも使えない。じゃ、それによってそういったことを5年の道徳で学ばなくていいのかと考えたときに、むしろそこは子どもにとってわかりやすい言葉でこういったことを道徳として学んだ上で人権の問題であったり、ほかの部分で権利・義務はしっかり学ぶことで、子どもが成長に伴って徐々に理解を深めていくんだと思います。最初から正解でなきゃだめだ、進めないとなってしまうと、いろんなことができなくなってくると思うんですよ。

○坪井委員 おっしゃることもわかるんです。ここだけではないとは思いますが。ただ、権利と義務という概念を誤った形で最初に子どもにインプットしてしまったときにそれを修正するのはすごく大変だと思っているんですね。

なので、光村は、少なくとも見る権利とか義務とかいう言葉は本文に使わない。権利と義務は何でしょうと小さくしている。被害が幾らか少なくなるという意味で私は光村を推している。光村が正しい使い方をしていないとは思ってないですよ。ただ、本文には入っていないし、小さくポツと書いてあるので、子どもに対しての被害が小さいという意味なんですね。

○加藤教育長 私はスペースが大きいとか小さいではなくて、ここで言っている「権利と義務という言葉の意味を知っているかな」、今一番懸念されているところ。あと、「権利を大切に、義務を果たすってどういうことだろうね」、権利と義務という言葉で定義した上で、光村さんは話しているんですよ。

だから、スペースが小さいとか大きいとかではなくて、権利・義務という言葉で定義として、坪井委員の言っているものとは違うかもしれませんが、一般の言葉として使って考えましょうというふうにはなっているんです。それはほかの教材もそうです。だから、そこを外してしまっただけで、先ほど言った自由とマナーという言葉で置きかえる、それは確かにそうかもしれないですけど、じゃ、この教材を使ったときに、こうやることのできるかなというのは……。

○坪井委員 先生たちに。

○加藤教育長 先生たちもそうですし、子どもが、ここにこう書いてある。子どもは書いてあることに対して、教科書に書いてあることということで素直に受けとめますから、それを違う言葉に置きかえたときにその説明がないとわからないと思うんですよ。

○坪井委員 だから、説明をしていただければいい。日常生活の中で、権利と義務を考えましょうというけれど、日常の共同生活の中で私たちが持っているのは確かに一人一人の自由、でも、みんなのことを考えてのマナー、ルールですよと言いかえていただければどうですか。

○加藤教育長 であれば、どの教材も同じことになっちゃうんですよ。

○坪井委員 それだったら憲法論はない。中身に、見る権利と出ちゃっているから、その辺が先生たちに教えていただくに当たってきつい。

○加藤教育長 この教材に対しての坪井委員の意見は、どっちがということになれば、光村さんのほうがよりいいというのはわかりますが、1年間、あるいは道徳で言えば1年生のときから6年間の6学年が使うことを考えたときに、ここだけの話で全てを決めてしまっているのかなというのは大きな懸念として私としてはあります。ほかの教材も全部見た中でここを上手な説明をしてクリアするのか、ここだけだめだからだめなんだということで、ほかは関係ないという話にしてしまうのか。私はやっぱりいろんな学年の子がいて、複数年使うわけですから、そこはほかの教材もしっか

り見る必要があるかなと思います。

○坪井委員 私は学研のほかの学年を全部つぶさに見ていないので、学研と光村を照らし合わせたときに、ほかの学年でどちらが効果的かということは考えていません。なので、ほかの先生方が光村に比べて、学研の使われている題材が道德の記事としてほかの学年ではやっぱりすばらしいんだというのであれば、それはやむを得ないと思います。私はとにかく権利と義務ということにいつもすごくこだわってきたので、申し上げているだけです。

○加藤教育長 わかりました。大分長くなっていますけれども、ほか、いかがでしょうか。私は全体の中でどう考えるかというのが重要かなと思っています。

○清水委員 教育長のお考えに私は賛成です。学研の権利と義務の部分はレッドカードではなくてイエローカードぐらいのところと考え、これで現場でしっかり教育をしていただくというところで学研に私はしたいと思います。

○福田委員 光村さんと学研さん、学研さんをそう強く推す根拠というの、私の中にはまだなくて、そういう意味で、逆に学研さんを推せないという根拠を聞いた手前、光村さんよりも学研だとは私もなかなか言いづらかなと思っています。そういう意味ではどちらも扱っているものとしては大変いいものを扱っていると思いますし、5年生、6年生のところではどちらもいい題材を扱っているかなと思っています。親切心で権利・義務という言葉を使ったほうがわかりやすいんだろうなとって多分学研さんは書いたと思うんですけど、それによって誤解を生じせしめる可能性が少しでもあるんだったら、避けたほうがいいのかなと個人的には思って、私としては光村さんなのかなとちょっと思いました。

○加藤教育長 そうすると、数の話ではないですけども、2、2という感じでいいですかね。ちなみに小川委員は学研がいいと思いますと。もう一回読ませていただきますと、「学研がよいと思いました。各教材において発問が2題に絞られているため、教室内での意見交換の時間が十分確保できるのがよいと思いました。また、文京区にゆかりのある方も4名取り上げられており、文京区の子どもたちに親しみが持てるのではないかと思います」というのが意見です。

実際、この小川委員の4名というところは、私も教材を全部見させていただいて、4年生と5年生のところでは文京区に関係する方が出ている。サトウハチローさんとか牧野富太郎さん、新渡戸稲造さん、荻野吟子さん、あるいは5年生では今活躍されている方で、内村航平さんとか宮本亜門さん、増田明美さん。個別に見てちょっといいなと思ったのは、宮本亜門さんと増田明美さんは、いじめとかそういった自分の体験を伝えている。あの人小さいときにこういうことがあって、言葉

を投げかけているんだなというところがある。私は、ほかの教材を見ると、子どもにとっては一番親しみやすく、琴線に触れる部分なのかなというところがありました。

その点、小川さんも多分多かったと言っていると思います。

○坪井委員 決めなきゃならない。小川さんにもう一回意見を聞くということもできないんですね。

○加藤教育長 小川さんのあれだと3、2になります。

○坪井委員 小川さんが今の意見を聞いていて、小川さんがどうお考えになったかというところを伺ってみたいと思うんですけど。

○加藤教育長 小川さんはきょういないので、意見としては学研ということと、私は清水委員と同じようにほかの学年も含めて教材の部分で考える必要があるかなと思っていますので、学研がいいかなと思います。

懸念されている部分については、いずれの教材も権利と義務という言葉を使っている以上、懸念されているようなことはありますので、その誤解なきようにしていく。ただ、発達段階がありますので、道徳の中でやるのか、ほかのところでやるのかというのはありますけれども、そういう懸念をしっかりと学校現場に伝えてそのところについては特に注意して教育していくということによろしいでしょうか。

現場としても、ここの道徳ということではないにしても、先ほど懸念されているところはしっかり伝えていくということによろしいですか。

○坪井委員 よろしいと言わなくちゃいけないんですか。

○加藤教育長 どうしてもだめだったら、よろしくない。

○坪井委員 よろしくないけど、別に全会一致じゃなくていいじゃないですか。福田さんはさっきノーとおっしゃっていたけど、多数決で決められたので、多数決で決めていただいてもいいんじゃないですか。

○加藤教育長 じゃ、多数決ということ言えば、3人ということで、学研ということで道徳は決めさせていただきたいと思います。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは最後に、選定された教科書について確認をしたいと思います。

国語、教育出版。書写、教育出版。社会、教育出版。地図、帝国書院。算数、東京書籍。理科、東京書籍。生活、啓林館。音楽、教育出版。図画工作、開隆堂出版。家庭、開隆堂出版。保健、学研。外国語、東京書籍。特別の教科・道徳、学研。以上になります。

事務局、今ので間違いないでしょうか。よろしいですか。

それでは、そのように決定させていただきます。

ありがとうございました。

第35号議案 令和6年度使用特別支援学級教科用図書採択について

○加藤教育長 続きまして、第35号議案「令和6年度使用特別支援学級教科用図書採択について」。

この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第35号議案、令和6年度使用特別支援学級教科用図書採択について、提案理由をご説明いたします。

本案は、特別支援学級で学ぶ児童・生徒が使用する教科用図書の採択に関する件でございます。特別支援学級では、特別の教育課程を編成しております。したがって、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第131条の2の規定に基づき、一人一人の児童・生徒の実態に応じて、教科によって当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合には、他の適切な教科用図書を使用することができることになっております。

議案資料は、区内の特別支援学級設置校の校長より、令和6年度に使用する教科用図書として申請の出されたものの一覧でございます。

今回採択の対象となっている教科用図書につきましては、委員の皆様には事前にご覧いただいております。特別支援学級で使用する教科用図書は、大きく3種類に分けられます。

1点目は、文部科学大臣の検定済の教科用図書でございます。これを使用する場合、小学校、中学校は通常の学級で使用するものと同じものを使用いたします。ただし、児童・生徒の実態に応じて当該学年より下の学年の教科用図書を使用することもございます。

2点目は、知的障害の特別支援学級で学ぶ児童・生徒が使用する文部科学省著作の教科書でございます。

3点目は、いわゆる附則9条図書と呼ばれる一般図書でございます。この附則9条図書につきましては、東京都教育委員会が特別支援教育教科書調査研究資料を作成しておりますので、これを参考に児童・生徒の障害の程度、能力等にふさわしい内容であるかどうかを各学校が検討をし、選定をしております。

ご覧いただいております議案資料に明記されている附則9条図書につきましては、日常生活の身近な内容が取り扱われたり、写真やイラストなどが多く使用されたりしているなど、児童・生徒の

障害の程度、能力に配慮された内容となっております。

また、通常の学級との交流及び共同学習の推進等を配慮し、教員が通常の学級で使用している文部科学省の検定済の教科用図書の図や写真を使用して特別支援学級用に編集し教材化するなど、各小・中学校が特別支援学級の実態や個に応じた特色化を図っております。

本案につきましては、このように各学校が一人一人の児童・生徒に合った適切な教科用図書を調査研究の上、申請をし、教育委員会が採択を決定する手続になっております。

本日の議案資料の一覧に基づき、区立小中学校特別支援学級の児童・生徒が令和6年度に使用する教科用図書についてよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 幼稚園型認定こども園について

○加藤教育長 続きまして、第36号議案「小日向台町幼稚園の認定こども園化について」。この議案につきましては、報告事項(1)が関連するため、先に当該報告を行い、その後議案の説明を行います。質疑は一括して行い、その後採択を行いたいと思います。

それでは、報告事項(1)「幼稚園型認定こども園について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号をご覧ください。まず、資料のつくりですけれども、資料第1号1枚のものが概要版となっております。2枚目から13ページまでの本書との組み合わせになってございます。

それでは、説明に当たりまして、2枚目の本書のほうをおめくりください。幼稚園型の認定こども園につきましては、平成28年度に区立幼稚園の認定こども園化検討委員会で検討を行い教育委員会にもその結果についてご報告をさせていただいているところでございます。

その際、施設の改築、改修に合わせて認定こども園化を進めるという形にしておりまして、現在

4園が認定こども園化を目指して施設整備を進めているところでございます。その中で直近であります湯島幼稚園の開設が令和7年4月に迫ってきているところもございまして、改めてその際に検討していなかった基本的な部分あるいは詳細に詰めた基本的な事項について、今回ご報告をさせていただくものでございます。

まず、施設の概要として、認定こども園の類型ですけれども、幼稚園型の年齢区分型となっております。

名称につきましては、それまでの歴史のある区立幼稚園の名称を継承するという事で、頭に認定こども園をつけまして、認定こども園文京区立〇〇幼稚園ということで統一して、こういった名称にすることにいたしました。

2ページをお開きいただきまして、定員になります。定員につきましては、平成28年度の整理の際には150人から170人規模が望ましいということでの整理をされていましたが、その当時の待機児の状況と比べまして、現在かなり待機児が減っていて、場合によっては欠員が生じているような園も出始めているということで、規模を縮小しております。今回取りまとめた内容としては131人ということで規模は縮小しつつも、集団教育、集団保育が成り立つクラスごとの人数ということを念頭に設定をしたところでございます。

次の教育・保育時間です。基本的には現在行っている区立幼稚園の時間を踏襲しているところではございますけれども、区立保育園のほうが、預かりが6時15分までとなっておりますので、それに合わせる形で、現行預かり保育は午後6時だったものを15分延長して6時15分にし、利便性を高めるとしたところでございます。

次に、3ページ、4、職員体制がでございます。今回認定こども園に当たりましては、施設長のところで、認定こども園の施設長、幼稚園の施設長、保育機能施設の施設長と3人の施設長が生じてきますけれども、これは全て幼稚園長が兼務をするということで1人の園長が全体を統括していくということにしております。

この中の(3)幼稚園教諭ですが、それまでの考え方といたしましては、学級編制をしたクラスに原則幼稚園教諭と保育士のダブル担任制が望ましいということで、その当時の柳町こどもの森を意識した形での報告書の内容になっておりましたが、幼稚園型の認定こども園ということでございますので、原則、幼稚園教諭の配置で、なおかつ保育士資格を有する者ということで、そういった幼稚園教諭を複数配置することで幼稚園の視点、保育士の視点両方を持った職員による運営をしていくということで考えているところでございます。

4 ページ以降は、教育保育の内容あるいはこの認定こども園で行う特別保育、医療的ケア児あるいは子育て支援事業等の事業を記載しておりますけれども、こちらにつきましては、現行区立幼稚園で行っているもの、あるいは区立保育園で行っている事業等をこちらの認定こども園では基本的にこちらのメニュー全てを行っていくということで利用者の利便性が高い施設の運営を考えているところでございます。

7 ページからは入園選考あるいは保育料等の記載がございますけれども、このあたりにつきましては、現行の区立幼稚園あるいは区立保育園での入園の仕組み、そういったものを合わせた形で作成しているものでございます。

10 ページには、イメージしやすいようにそれぞれの年齢、認定区分による1日の過ごし方をあらわしております。朝7時15分から、遅い場合、延長保育までの19時15分まで、その間に1号認定、2号認定の子どもたちについては、幼稚園教育の時間を設けてこちらで認定こども園としての教育的メリットを出しているところでございます。

11 ページ、12 ページでは、入園選考、それと現行の10月から適用になる保育料の一覧を並べているところでございます。こちらも、基本的な幼稚園、保育園の選考の流れを図示したもの等になってございます。

最後に、資料の1枚目、概要に戻りまして、概要の一番下に今後のスケジュールを載せてございます。この後、今月16日に開催される文京区子ども・子育て会議でこちらの報告について同様に報告をする予定となっております。また、9月に開催される文京区議会でも報告をする予定としているところでございます。

今回基本的な考え方を取りまとめましたけれども、実務的な詰めを進めていく必要、それと、開設に当たっては条例等の規程整備といったことを行いまして、令和7年4月に一番最初の認定こども園文京区立湯島幼稚園の開設を予定しているところでございます。

説明は、雑駁ですけれども、以上になります。

第2 議案の審議（続）

第36号議案 小日向台町幼稚園の認定こども園化について

○加藤教育長 それでは、議案第36号「小日向台町幼稚園の認定こども園化について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第36号議案、小日向台町幼稚園の認定こども園化に

ついて、提案理由をご説明いたします。

本案は、隣接する小日向台町小学校との一体的な改築整備に伴い、小日向台町幼稚園の認定こども園化について付議するものでございます。

初めに、認定こども園の概要でございますが、平成 28 年にご報告した文京区区立幼稚園の認定こども園化検討委員会報告書と、先ほどご報告いたしました幼稚園型認定こども園についてに基づいております。

また、認定こども園の類型は、幼稚園型とし、定員につきましては、保育を必要とする 1 歳児から 5 歳児までを含め、園全体の定員を 131 人とするものでございます。

ただし、認定こども園の開設に当たってはその時々の待機児童数や在園児数等の状況を総合的に考慮の上で募集人員を設定することとしております。

次に、開設時期は、改築後の新施設開設時でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 先ほど待機児童の減少により 131 名の定員とおっしゃっていたんですが、それは維持できるような今後の推移と考えられているのでしょうか。

○教育総務課長 待機児といいますか、入園する予定の年齢児の推移ですけれども、今のところの見通しとしては、年間多いときでは 2000 人を超えていましたが、3 歳児でいうとおおよそ 1800 人程度で現在推移している。その推移がこれまであったコロナ禍による一過性の影響なのか、それとも、それがもう下落傾向となっていくのかの見極めがまだできていない状況ではありますので、一旦この定員で進めていく中で、先ほど小日向のところでもお話がありましたように、資料の 2 ページの定員のところに書かれておりますとおり、その時々の待機児童数や在園児数の状況を総合的に考慮の上でというところがございますので、その推移はしっかり注視していきたいと考えております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

議案については、以上になります。

次の報告事項については先ほど報告しております。

第4 その他の事項

○加藤教育長 その他事項ということで、その他何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、第8回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(17:29)

令和5年8月8日

議事録署名人

教育長

委員